

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年3月30日
【事業年度】	第92期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島村 琢哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218 - 5603
【事務連絡者氏名】	経営企画部広報・IR室長 玉城 和美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218 - 5603
【事務連絡者氏名】	経営企画部広報・IR室長 玉城 和美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準					
	移行日	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	2012年 1月1日	2012年 12月	2013年 12月	2014年 12月	2015年 12月	2016年 12月
売上高 (百万円)	-	1,189,952	1,320,006	1,348,308	1,326,293	1,282,570
税引前利益 (百万円)	-	74,998	44,381	41,163	84,522	67,563
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	-	48,433	16,139	15,913	42,906	47,438
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	-	180,571	208,567	42,007	1,596	21,452
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	757,818	908,304	1,087,216	1,113,126	1,094,172	1,095,438
総資産額 (百万円)	1,716,302	1,916,394	2,120,629	2,077,338	1,991,262	1,981,451
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	655.59	786.01	940.69	963.04	946.48	947.32
基本的1株当たり当期純利益 (円)	-	41.90	13.97	13.77	37.12	41.03
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	-	39.45	13.73	13.58	36.97	40.85
親会社所有者帰属持分比率 (%)	44.15	47.40	51.27	53.58	54.95	55.28
親会社所有者帰属持分当期純利益率 (%)	-	5.81	1.62	1.45	3.89	4.33
株価収益率 (倍)	-	14.94	46.81	42.77	18.75	19.40
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	170,165	167,371	135,790	187,170	203,637
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	158,646	145,978	108,754	115,951	113,596
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	4,066	33,562	94,673	35,417	46,450
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	117,558	133,818	132,649	69,655	104,831	147,325
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員数で外数 (名)	50,957 〔 6,320 〕	49,961 〔 6,056 〕	51,448 〔 5,874 〕	51,114 〔 4,787 〕	50,852 〔 4,694 〕	50,963 〔 4,592 〕

注 1 第89期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準	
	第88期	第89期
決算年月	2012年 12月	2013年 12月
売上高 (百万円)	1,189,956	1,320,006
経常利益 (百万円)	86,621	63,143
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	43,790	10,333
包括利益 (百万円)	171,227	186,361
純資産額 (百万円)	996,949	1,151,870
総資産額 (百万円)	1,899,373	2,119,664
1株当たり純資産額 (円)	815.04	944.47
1株当たり当期純利益 (円)	37.88	8.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	35.12	8.58
自己資本比率 (%)	49.59	51.50
自己資本利益率 (%)	5.01	1.02
株価収益率 (倍)	16.53	73.15
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	170,165	167,377
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	157,407	147,957
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,305	31,584
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	133,818	132,649
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員数で外数 (名)	49,961 〔 6,056 〕	51,448 〔 5,874 〕

注1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第89期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	2012年 12月	2013年 12月	2014年 12月	2015年 12月	2016年 12月
売上高 (百万円)	543,103	540,108	534,408	495,835	483,078
経常利益 (百万円)	34,970	43,394	77,943	43,250	49,288
当期純利益 (百万円)	3,543	37,148	52,184	36,534	24,153
資本金 (百万円)	90,873	90,873	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数 (千株)	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705
純資産額 (百万円)	531,220	580,551	612,733	633,026	639,795
総資産額 (百万円)	1,157,597	1,244,448	1,247,229	1,246,251	1,272,447
1株当たり純資産額 (円)	458.09	500.59	528.24	545.58	551.19
1株当たり配当額 (円)	26.00	18.00	18.00	18.00	18.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(13.00)	(13.00)	(9.00)	(9.00)	(9.00)
1株当たり当期純利益 (円)	3.07	32.14	45.15	31.61	20.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.84	30.83	43.50	31.48	20.80
自己資本比率 (%)	45.7	46.5	49.0	50.6	50.1
自己資本利益率 (%)	0.67	6.71	8.78	5.89	3.81
株価収益率 (倍)	203.91	20.35	13.05	22.02	38.10
配当性向 (%)	846.9	56.0	39.9	56.9	86.2
従業員数 (名)	6,374	6,269	6,132	5,973	6,024

注 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【沿革】

年	沿革
1907年	旭硝子株式会社創立
1909年	尼崎工場（現関西工場尼崎事業所）を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
1914年	牧山工場（現北九州事業所）を設置
1916年	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
＼	鶴見工場（現京浜工場）を設置
1917年	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
1939年	伊保工場（現関西工場高砂事業所）を設置
1944年	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
1950年	企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復して設立され、再発足。株式を上場。
1954年	ブラウン管用ガラスの生産を開始
1956年	自動車ガラスの生産を開始
＼	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
1959年	千葉工場を設置
1964年	フッ素化学品の生産を開始
＼	タイ旭硝子社（現A G Cフラットガラス・タイランド社）を設立し、タイに進出
1965年	羽沢研究所（現中央研究所）を設置
＼	タイ旭硝子社（現A G Cケミカルズ・タイランド社）を設立し、アジアでの化学品生産を開始
1970年	愛知工場を設置
1972年	相模事業所（現相模工場）を設置
＼	アサヒマス板硝子社を設立し、インドネシアに進出
1974年	鹿島工場を設置
＼	タイ安全硝子社（現A G Cオートモーティブ・タイランド社）を設立し、アジアでの自動車ガラス生産を開始
1981年	ベルギーのグラバーベル社（現A G Cガラス・ヨーロッパ社）を買収、欧州に進出
1985年	A Pテクノグラス社（現A G Cフラットガラス・ノースアメリカ社の自動車ガラス部門）を設立し、米国での自動車ガラス生産を開始
＼	合成石英ガラスの生産を開始
1988年	米国の板ガラス製造会社であるA F Gインダストリーズ社（現A G Cフラットガラス・ノースアメリカ社）に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
1991年	ベルギーのスプリンテックス社（現A G Cオートモーティブ・ヨーロッパ社）へ資本参加、欧州での自動車ガラス生産を開始
＼	チェコのグラブユニオン社（現A G Cフラットガラス・チェコ社）に資本参加し、同国へ進出
1992年	中国に大連フロート硝子社（現旭硝子特種ガラス（大連）有限公司）を設立し、同国での板ガラス生産を開始
＼	旭硝子ファインテクノ株式会社（現A G Cディスプレイガラス米沢株式会社）で液晶用透明電導膜付きガラス基板の生産を開始
1995年	T F T液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
＼	中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司（現旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司）を設立し、同国での自動車ガラス生産を開始
1996年	プラズマディスプレイパネル（P D P）用ガラス基板の生産を開始
1997年	ロシアのボー・グラス・ワークス社（現A G Cボーグラスワークス社）に資本参加し、ロシアに進出
1999年	英国I C I社のフッ素樹脂事業（現A G Cケミカルズ・ヨーロッパ社）を買収し、欧州でのフッ素化学品の生産を開始
2000年	台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社（現A G Cディスプレイガラス台湾社）を設立し、台湾でのT F T液晶用ガラス基板の生産を開始
2002年	カンパニー制を導入、グローバル一体経営体制に移行

年	沿革
2003年	韓旭テクノグラス社にて、韓国でのPDP用ガラス基板の生産を開始
2004年	AGCオートモーティブ・ハンガリー社を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
"	旭硝子ファインテクノ韓国社を設立し、韓国でのTFTE液晶用ガラス基板の生産を開始
2007年	グループブランドをAGCに統一
"	旭ファイバークラス株式会社の全株式を譲渡し、ガラス繊維事業から撤退
2008年	オプトレックス株式会社の当社が保有する全株式を譲渡し、液晶表示装置事業から撤退
2009年	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
"	スマートフォン・タブレットPC等のカバーガラス向けに化学強化用特殊ガラスの生産を開始
2010年	中国にTFTE液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司を設立
"	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退
2011年	ブラジルにAGCガラス・ブラジル社を設立し、同国に進出
2012年	ドイツのインターペイン・グラス・インダストリー社と戦略的提携
2013年	シンガポールに東南アジア地域統括拠点として、AGCアジア・パシフィック社を設立
2014年	ベトナムの塩ビ事業会社であるフーミー・プラスチック・アンド・ケミカルズ社(現AGCケミカルズ・ベトナム社)に資本参加し、同国に進出
"	PDP用ガラス基板の生産を停止し、同事業から撤退
2015年	ポーランドの自動車用補修ガラスメーカーであるノードガラス社の全株式を取得
2016年	ドイツのバイオミーバ社の全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
2017年	デンマーク・米国に開発拠点を有するCMCバイオリジックス社の全株式を取得し、同国でのバイオ医薬品開発製造受託事業を開始
"	タイの化学品製造・販売会社であるピニタイ社の過半数株式を取得し、同国において新たに塩化ビニル樹脂の生産拠点を確保

3【事業の内容】

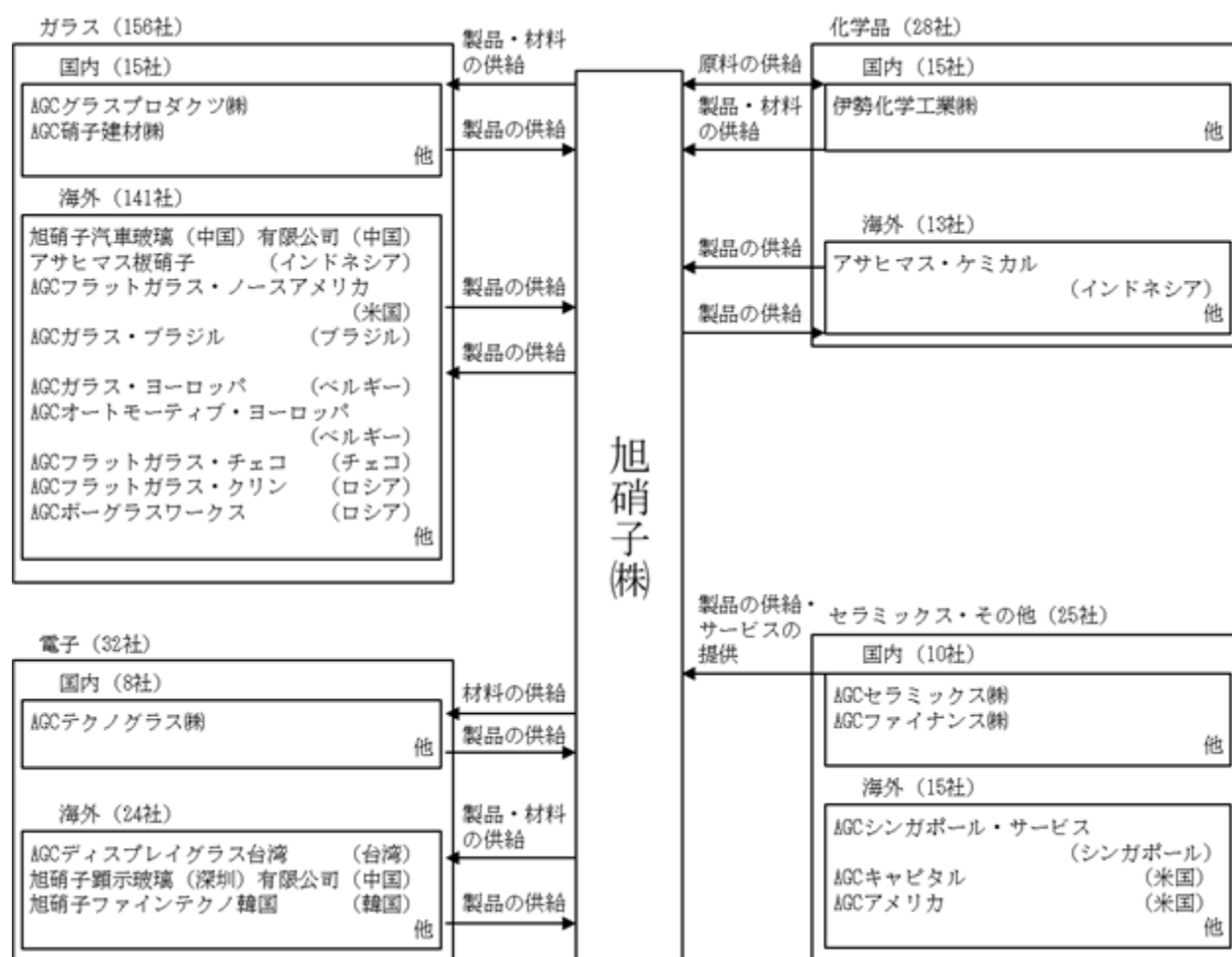
当社及び当社の関係会社（以下、当社グループという）は、当社、子会社230社及び関連会社45社により構成され、その主な事業内容は次のとおりであります。

なお、以下の区分とセグメント情報における事業区分とは、同一です。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス等
電子	液晶用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医薬薬中間体・原体、ヨウ素製品等

上記製品の他、当社グループは、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

当社グループにおける当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりであります。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

4【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
ガラス					
AGC硝子建材(株)	東京都台東区	百万円 450	板ガラス、建築用加工ガラス及び建材の製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が7名おります。
AGCグラスプロダクツ(株)	東京都台東区	百万円 1,287	建築用加工ガラスの製造、販売及び板ガラスの切断、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が4名おります。
旭硝子汽車玻璃(中国)有限公司	中国秦皇島市	百万人民元 542	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から製品の一部(自動車用ガラス)を購入し、当社へ製品の一部(自動車用ガラス)を供給しております。 役員兼任者等が5名おります。
* アサヒマス板硝子 (注4)	Jakarta, Indonesia	億ルピア 2,170	板ガラス、自動車用ガラス、産業用加工ガラスの製造、販売	43.9 (0.0)	当社から製品の一部(自動車用ガラス)を購入し、当社へ製品の一部(自動車用ガラス)を供給しております。 役員兼任者等が6名おります。
* AGCフラットガラス・ ノースアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,258	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。
* AGCガラス・ブラジル	Guaratingueta, Brazil	百万リアル 822	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	
AGCオートモーティブ・ ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 68	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。
* AGCガラス・ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 346	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	役員兼任者等が5名おります。
* AGCフラットガラス・ チェコ	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	役員兼任者等が1名おります。
* AGCフラットガラス・ クリン	Spas-Zaulok, Russia	百万ルーブル 4,259	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
AGCポーグラスワークス	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	93.8 (93.8)	
電子					
AGCテクノグラス(株)	静岡県榛原郡 吉田町	百万円 7,233	照明用・工業用・理化学医療用製品の製造、販売及び光学薄膜製品の製造	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部(光学薄膜製品等)を供給しております。 役員兼任者等が8名おります。
* AGCディスプレイガラス 台湾	台湾斗六市	百万新台幣 ドル 3,120	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が8名おります。
* 旭硝子顯示玻璃(深圳) 有限公司	中国深圳市	百万円 14,200	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子ファインテクノ 韓国	韓国龜尾市	百万ウォン 227,000	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。 役員兼任者等が7名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
化学品					
伊勢化学工業(株)	東京都中央区	百万円 3,599	ヨウ素製品、金属化合物 の製造、販売及び天然ガ スの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料(かん水等)を購 入し、当社へ製品の一部(天然ガ ス等)を供給しております。 役員兼任者等が4名おります。
アサヒマス・ケミカル	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 84	塩化ビニル、塩化ビニル 原料、苛性ソーダの製 造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設 備の一部(フッ素系イオン交換膜) を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
セラミックス・その他					
AGCセラミックス(株)	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部(電鍍煉瓦等) を供給しております。 役員兼任者等が8名おります。
AGCファイナンス(株)	東京都千代田区	百万円 800	国内における関係会社 のためのファクタリング業	100.0 (0.0)	当社及び当社の関係会社に対し ファクタリング業を行っており ます。 役員兼任者等が4名おります。
* AGCシンガポール・ サービス	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資等 を行っております。 役員兼任者等が4名おります。
* AGCアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,689	北米における関係会社の 株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しており ます。 役員兼任者等が3名おります。
AGCキャピタル	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 20	北米における関係会社 のための資金調達及び融資	100.0 (100.0)	当社の関係会社に対し融資等 を行っております。 役員兼任者等が4名おります。
その他の連結子会社182社					
(持分法適用会社)					
37社					

- 注 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。
- 2 会社の名称欄*印は特定子会社であります。
- 3 会社の名称欄 印は有価証券報告書を提出している会社であります。
- 4 議決権が100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
- 5 上記会社は、その売上高(連結会社相互の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ガラス	32,689 〔3,708〕
電子	9,487 〔193〕
化学品	5,463 〔608〕
報告セグメント計	47,639 〔4,509〕
セラミックス・その他	3,324 〔83〕
合計	50,963 〔4,592〕

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2016年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6,024	42.5	18.5	8,089,508

セグメントの名称	従業員数(名)
ガラス	1,828
電子	1,032
化学品	1,534
報告セグメント計	4,394
セラミックス・その他	1,630
合計	6,024

注 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社においては、旭硝子労働組合(組合員総数3,794名)が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）における当社グループを取り巻く世界経済は、全体としては引き続き緩やかな景気回復が続きました。日本においては、一部に改善の遅れが見られますが、政府の経済政策等により、景気は緩やかな回復基調が継続しています。欧州の景気は引き続き緩やかに回復し、米国でも個人消費が増加するなど、景気回復が続いています。中国をはじめとする新興国においては、持ち直しの動きが見られました。

このような環境の下、当社グループでは円高等の影響を受け、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比437億円（3.3%）減の12,826億円となりました。営業利益は、自動車用ガラス及び化学品製品の出荷数量増加、建築用ガラスの販売価格上昇、原燃材料価格下落等のコストダウン等により、前連結会計年度比251億円（35.3%）増の963億円となりました。また、税引前利益は、前連結会計年度に計上した退職後給付制度改定益が当連結会計年度は発生しなかったこと等から、前連結会計年度比170億円（20.1%）減の676億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期純利益は、法人所得税費用が減少したこと等から前連結会計年度比45億円（10.6%）増の474億円となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績の概要は以下のとおりであります。

ガラス

建築用ガラスの出荷は、欧州や北米で堅調に推移し、日本・アジアでは前連結会計年度並みとなりました。販売価格は欧州や北米を中心に前連結会計年度に比べ上昇したものの、円高の影響もあり、建築用ガラスは前連結会計年度に比べ減収となりました。

自動車用ガラスは、欧州、中国、北米で自動車生産台数が増加したことから、当社グループの出荷も増加し、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度のガラスの売上高は前連結会計年度比129億円（1.9%）減の6,800億円となりました。営業利益については、自動車用ガラスの堅調な出荷や建築用ガラスの販売価格上昇、原燃材料価格下落等により同188億円（143.9%）増の318億円となりました。

電子

液晶用ガラス基板は、前連結会計年度に比べ販売価格は下落しましたが、出荷は増加しました。ディスプレイ用特殊ガラスの出荷は、電子機器用途では前連結会計年度に比べ減少しました。車載ディスプレイ用カバーガラスの出荷は拡大しました。ソーラー用ガラスの出荷は、前連結会計年度に比べ減少しました。電子部材については、オプトエレクトロニクス用部材の出荷は期後半から回復したものの通期では前連結会計年度に比べ減少しました。

以上の結果から、当連結会計年度の電子の売上高は前連結会計年度比304億円（10.5%）減の2,581億円、営業利益は同41億円（14.0%）減の250億円となりました。

化学品

クローラルカリ・ウレタンは、東南アジアでの出荷が堅調に推移したことやインドネシアの新規設備が稼働したことにより、前連結会計年度に比べ増収となりました。フッ素・スペシャリティは、一部製品の出荷が減少し、また円高となったことから前連結会計年度に比べ減収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の化学品の売上高は前連結会計年度比19億円（0.6%）減の3,166億円となりました。営業利益は、販売数量の増加や原燃材料価格下落等の影響により、同95億円（31.0%）増の400億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、営業利益が増加したことなどにより、前連結会計年度比188億円（26.4%）増の900億円の収入となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、長期有利子負債の返済及び償還や配当金の支払いなどがあり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より425億円（40.5%）増加し、1,473億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比165億円（8.8%）増の2,036億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比24億円（2.0%）減の1,136億円となりました。当該支出は、主に成長分野への設備投資を実施したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により使用された資金は、前連結会計年度比110億円（31.2%）増の465億円となりました。当該支出は、主に長期有利子負債の返済及び償還、配当金の支払いなどによるものです。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

（退職給付に係る費用）

日本基準では、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用をその他の包括利益として認識した後に、一定の期間で純損益として償却しておりましたが、IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として即時認識し、過去勤務費用は純損益として即時認識しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、売上原価・販売費及び一般管理費が4,208百万円増加し、その他の包括利益が6,829百万円（税効果前）増加しております。

（のれんの償却停止）

日本基準では、のれんを一定期間にわたり償却しておりましたが、IFRSでは、のれんの償却は行わず毎期減損テストを実施しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が2,142百万円減少しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメント毎に生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っている製品はほとんどありません。

(3) 販売実績

販売実績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

3【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループでは、グループの全ての事業活動、社会活動を貫く企業理念としてのグループビジョン“**Look Beyond**”を定めています。このグループビジョンにおいて、当社グループが世の中に提供すべき価値、グループの存在意義を示すものとして「私たちの使命」を掲げています。

〔私たちの使命〕

“AGC、いつも世界の大事な一部”

～独自の素材・ソリューションで、いつもどこかで世界中の人々の暮らしを支えます～

また、グループビジョン“**Look Beyond**”では、以下の通り、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観およびグループメンバーが世代を超えて受け継ぎ、実践していく基本精神（スピリット）を掲げています。

〔私たちの価値観〕

「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、

「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」

〔私たちのスピリット〕

“易きになじまず難きにつく”

(2) 中期経営計画AGC plus-2017の進捗状況

AGC plus

私たちAGCグループは、

- ・世の中に「安心・安全・快適」を
- ・お客様・お取引先様に
「新たな価値・機能」と「信頼」を
- ・従業員に「働く喜び」を
- ・投資家の皆様に「企業価値」をプラスする。

AGC plus-2017 2017年度 経営財務目標	
売上高	1兆6,000億円
営業利益	1,000億円 以上
ROE	5%以上
D/E	0.5 以下

当社グループでは、経営方針AGC plusのもと、各事業の収益性・成長性を基軸とした事業ポートフォリオにもとづく戦略の方向性とメリハリの効いた経営資源配分により、中期経営計画AGC plus-2017の経営財務目標達成を目指しています。

この経営財務目標達成のために、2015年以後事業ポートフォリオに基づき以下の施策を決定・実行しました。

ポートフォリオ分類	主な実施施策
成長	[海外クロールアルカリ] ・生産能力増強（インドネシア・ベトナム） [自動車用ガラス] ・生産拠点拡充（中国） ・生産拠点新設（メキシコ） ・素板フロート工場稼働（インドネシア） [化学強化ガラス] ・車載ディスプレイ用カバーガラス生産能力増強（日本）
キャッシュ創出	[液晶用ガラス基板] ・生産設備を移設（中国） [建築用ガラス] ・コーティングガラス設備稼働（タイ・インドネシア・サウジアラビア）
体質強化	[建築用ガラス] ・構造改革効果が発現（欧州・北米） [電子用特殊ガラス] ・HDD用ガラス基板事業から撤退（中国・日本）

この結果、2016年度の売上高は1兆2,826億円となり、為替等の影響により前年度1兆3,263億円に対して減収だったものの、欧米ガラス事業の業績改善や化学品事業の成長により、営業利益は963億円と前年度712億円に対して増益となりました。また営業利益の増加等により、ROEは4.3%となり、前年度3.9%から改善しました。更にポートフォリオ経営の推進により、ガラス・電子・化学品の各事業がバランスよく利益を生む構造を実現しました。以上の通り、2016年は**AGC plus-2017**に掲げた経営財務目標達成に向け、大きく前進した年となりました。

中期経営計画**AGC plus-2017**の最終年度となる2017年も、引き続き設定した各事業の方向性に沿った事業運営を行うことで、営業利益及びROE等の経営財務目標を達成できるものと確信しています。この目標達成をあくまで通過点と捉え、更なる成長に向け、引き続きポートフォリオ経営の推進とメリハリの効いた経営資源配分に基づいた事業運営に取り組み、2020年度までにROE 8%以上の達成を目指します。

(3) 更なる成長に向けた取り組み

当社グループは2016年2月、「2025年のありたい姿」とその実現のための長期経営戦略を以下の通り定めました。



また「2025年のありたい姿」の実現に向け、以下4点の基本方針を策定しました。

常にマーケット視点に立ち、お客様からの期待に応え、信頼を高め続ける

コア事業・戦略事業とも、自律的成長に加え、戦略的なM&Aを大胆に行い、持続的成長を図る

東南アジアと中東を面をつなぎ、アジア地域の高成長を取り込む

メリハリのある経営資源配分を徹底し、資産効率の高い事業構造に転換する

2016年は、M&Aを中心として設定した戦略投資枠3,000億円を活用し、基礎化学品事業ではピニタイ社(タイ)の買収、ライフサイエンス事業ではCMCバイオロジックス社(デンマーク・米国)及びバイオミーバ社(ドイツ)の買収など、基本方針に沿った成長投資を決定しました。2015年以後実施した成長投資による2018年度の売上増として2,000億円(2015年度比)を見込んでいます。

当社グループは2017年を「“2025年のありたい姿”を見据え、戦略的打ち手を果敢に実行し、再成長を加速させる年」と位置付けています。コア事業・戦略事業それぞれにおいて、これまでに決定した成長投資の成果刈り取りに注力するとともに、引き続き積極的に成長施策を実行します。コア事業については、ポートフォリオ経営の徹底によって、長期安定的な収益基盤の構築を目指します。戦略事業については、各分野において以下の施策を通じて高付加価値ビジネスの拡大を図ります。

モビリティ： 自動車を取り巻く環境・インフラの変化を捉え、次世代通信アンテナ搭載ガラスや燃料電池部材等の製品を展開

エレクトロニクス： 入力デバイスの進化・通信の高速化・記録の高密度化に対応し、
既存の半導体プロセス向け消費材事業を拡大するとともに、センサー
部材やEUV用マスクブランクス等の次世代製品を開発

ライフサイエンス： 先行する有機合成技術及び微生物による医薬品開発・製造受託事業に
加え、買収により獲得した欧米拠点及び動物細胞基盤技術を活用し、
ライフサイエンス事業を拡大

当社グループは、これまでも、これからも世界中の人々の暮らしを素材・ソリューションで支え続けるグローバルな
優良素材メーカーであり続けます。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたりリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2017年3月30日現在において判断したものです。

(1) 製品需要に関連する市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、電子・ディスプレイ業界、及び化学品業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパをはじめ、多岐にわたっており、各国・地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外への事業展開

当社グループでは、製品の輸出及び海外における現地生産等、幅広く海外活動を展開しています。この海外展開に関するリスクとして、海外における政治経済情勢の悪化、輸入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、国家間の経済制裁、テロ・戦争の発生が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資材等の調達

当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するため、これらについての供給の逼迫や遅延等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 環境規制

当社グループは、資源とエネルギーを大量に使用する環境負荷の高いガラス及び化学品事業を主に行っており、環境負荷の低減のための設備や管理体制の充実を図ることに加え、生産効率すなわち資源やエネルギーの原単位向上等、環境負荷の低減に取り組んでいます。一方、温室効果ガス、土壌汚染、化学物質などの環境課題の広がりと共に規制や社会が求める環境責任が高まることにより、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、第三者の知的財産権や事業状況の調査を行い問題の発生の防止を図っています。しかし、第三者から知的財産に関する訴訟等を提起されたり、第三者が当社グループの知的財産権を侵害したりする可能性は皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟・法的手続

当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる潜在的な悪影響を最小限に抑えるため、全設備において定期的な防災点検及び設備保守を行っています。しかしながら、生産設備に対する災害（地震、停電又はその他の混乱を含む）の影響を完全に予防又は軽減できる保証はありません。

また、製品によっては、代替生産できないものもあり、大地震又はその他の災害により、当社グループのいずれか

の設備における一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、特定製品に関する生産能力を著しく低下させる可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を与えます。

(12) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報セキュリティ

当社グループの事業活動における情報システムの重要性は非常に高まっており、システムやデータ等の情報資産の保護に努めていますが、それにもかかわらず、災害、ハッカーやコンピュータウイルスによる攻撃、不正アクセスその他不測の事態により、重要な業務の中断や機密データの漏洩などが発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助契約等

契約会社名	相手方	契約の内容	契約期間	対価
旭硝子(株) (当社)	アサヒマス板硝子 (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	1993年1月1日より10 年間(以降毎年1年ず つ更新)	頭金のほか、契約期 間中、正味売上高に 一定率を乗じた金額 の支払いを受ける。

(2) 株式譲渡契約

CMCバイオロジックス社の株式取得

当社は、2016年11月29日開催の臨時取締役会において、大手バイオ医薬品原薬の開発製造受託企業(CDMO)であるCMCバイオロジックス社を子会社することを目的とし、同社の全発行済株式を取得することにつき決議し、2016年12月15日にMonitor Clipper Partners社及びEuropean Equity Partners社を含む全株主との間で株式譲渡契約を締結しました。なお、当社グループは2017年2月1日付で同社を子会社化しております。

ピニタイ社の株式取得

当社は、2016年12月14日開催の取締役会において、Solvay Groupのタイ子会社であるピニタイ社の株式を取得し子会社化することにつき決議し、同日にSolvay Groupとの間で株式譲渡契約を締結しました。なお、当社グループは2017年2月22日付で同社を子会社化しております。

6【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針**AGC plus**として“投資家の皆様に「企業価値」をプラスする”ことを掲げ、その実現のために売上の拡大と資産効率の向上を進めています。研究開発領域においても「2025年のありたい姿」の実現に向けて、ガラス、化学品、ディスプレイ、セラミックスといった「コア事業」における研究開発で安定的な収益の基盤づくりに貢献するとともに、モビリティ、エレクトロニクス、ライフサイエンスをターゲット領域とする「戦略事業」についての開発活動にも重点的に注力して、技術力の向上、売上高の拡大に努めてまいります。

具体的には、携帯端末のカバーガラス等に用いられる化学強化用特殊ガラスの開発とディスプレイ以外（自動車内装や建築、照明等）への用途展開、地球温暖化への影響を大幅に抑制する空調機器向け新冷媒等の開発、ガラス・化学・セラミックス技術の融合による高付加価値商品（ディスプレイ関連部材や省エネ効果の高い自動車用調光ガラス等）の開発、フッ素・化学分野における医農薬原体の開発等、今後拡大が見込まれる分野での研究開発活動をより強化して進めております。

こうした活動を推進するため、2016年1月に、コーポレートの研究開発活動の担い手である技術本部について、従来組織の抜本的な見直しを行いました。具体的には、革新的な基盤技術の創出と、最先端のIT技術や高度な解析技術等の共通基盤技術を担当する先端技術研究所、マーケット視点からの新商品の創出、商品技術課題の解決を推進する商品開発研究所、設備の投資執行と維持管理、生産技術の開発・課題解決・改良を実践する生産技術部を新設し、知的財産の調査・分析・出願・権利化・権利行使と知財戦略策定・推進を主たる業務とする知的財産部とあわせて再編しました。この再編により、競争力のある革新的な基盤技術の開発に集中し、マーケット視点に立って多様性を融合した新商品開発を推進するとともに、プロセス技術、設備技術といった広義の生産技術を開発・設計段階から一体化させ、競争力のある本質・コストの実現を推進することとしています。また、各事業部には現行事業及びその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する研究開発部署を設置しており、実際の活動においては、各組織が相互連携のもとに一体化することによって、効果的かつ効率的な研究開発活動を進めています。なお、2017年2月、これまで分散していた基盤技術開発、新商品開発、プロセス開発拠点を集約し新研究棟を建設することを決定し、新たな研究開発体制の構築により、研究開発スピードの大幅向上とオープンイノベーションの実現を図ります。新たな研究開発体制は2020年6月よりスタートする予定です。

また当社では、必要に応じ、共同研究や委託研究、または国が行う大型プロジェクトへの参画等を活用することで、効率的な開発推進を図っております。例えば、ユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」も導入し、国内の大学・公的研究機関との共同研究を継続的に進めています。

さらに北米、欧州及び東南アジアに駐在員を配置し、海外大学や研究機関等への積極的な情報収集活動を行うとともに、当社グループとのシナジーが期待できる技術を保有するベンチャー企業の探索を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は39,212百万円でした。当連結会計年度における各事業部門別の研究開発課題と研究成果及び研究開発費は次のとおりです。

(1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記の戦略に基づいた全社的な研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しております。コーポレートが担当しているテーマとしては、高度な解析技術等の共通基盤技術の開発、既存事業及び新事業に資する材料技術の開発等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は15,560百万円でした。

(2) ガラス

当事業の研究開発部門では、板ガラスや自動車用ガラスに関する商品設計や新技術開発、生産技術開発を行っております。また、省エネ効果の高い建築用ガラスや自動車ガラスに関する技術開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は6,961百万円でした。

(3) 電子

当事業の研究開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応する表示デバイス用ガラスを提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査等の生産技術開発に注力しております。さらに、その他にも多岐にわたる研究開発テーマがあり、主に半導体製造装置用部材、ディスプレイ関連部材、光電子部材等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は9,101百万円でした。

(4) 化学品

当事業の研究開発部門では、**AGC plus**が掲げる“世の中に「安心・安全・快適」をプラスする”素材・ソリューションを提供すべく、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学等の基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っております。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発に注力している他、医農薬中間体・原体分野の開発も進めております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は6,795百万円でした。

(5) セラミックス・その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は793百万円でした。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態

資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末比98億円(0.5%)減の19,815億円となりました。これは主に、前期末比で円高になったことにより為替換算後の有形固定資産が減少したことによるものであります。

負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比148億円(1.8%)減の8,127億円となりました。これは主に、有利子負債の返済及び償還等によるものであります。

資本

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末比50億円(0.4%)増の11,687億円となり、前期末と同水準となりました。

資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、円高等の影響を受け、前連結会計年度比437億円(3.3%)減の12,826億円となりました。売上原価は、前連結会計年度比591億円(6.0%)減の9,336億円となりました。売上原価率については、前連結会計年度比2.1ポイント改善の72.8%となりました。当連結会計年度の営業利益は、自動車用ガラス及び化学品製品の出荷数量増加、建築用ガラスの販売価格上昇、原燃材料価格等のコストダウン等により、前連結会計年度比251億円(35.3%)増の963億円、営業利益率は前連結会計年度比で2.1ポイント改善の7.5%となりました。

当連結会計年度の税引前利益は、前連結会計年度に計上した退職後給付制度改定益が当連結会計年度は発生しなかったこと等から、前連結会計年度比170億円(20.1%)減の676億円になりました。税引前利益率は前連結会計年度比で1.1ポイント悪化の5.3%となりました。

当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期純利益は、法人所得税費用が減少したこと等から前連結会計年度比で45億円(10.6%)増の474億円となりました。また、当連結会計年度の基本的1株当たり当期純利益は41.03円となりました。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益の概況に関しましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(4) 財務方針

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コマーシャル・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、グループ全体で1,260億円となりました。セグメント別の概要は以下のとおりです。

ガラスにおいては、インドネシアにおける建築用及び自動車ガラス素板用等のフロート板ガラス製造設備の新設等で503億円の設備投資を実施しました。

電子においては、日本から中国への液晶用ガラス基板製造設備の移設等で429億円の設備投資を実施しました。

化学品においては、インドネシアにおけるクロールアルカリ事業の収益力向上のための発電所建設等で324億円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により賄いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2016年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
関西工場尼崎事業所 (兵庫県尼崎市)	電子	電子用ガラス 製造設備	7,896	7,498	1,070 (204)	349	16,815	134
関西工場高砂事業所 (兵庫県高砂市)	電子	電子用ガラス 製造設備	15,183	28,010	508 (430)	1,011	44,714	403
京浜工場 (横浜市鶴見区)	ガラス、電子、 セラミックス・ その他	板ガラス、 電子用ガラス 製造設備	8,735	11,897	997 (277)	1,106	22,735	755
千葉工場 (千葉市原市)	化学品	化学品製造設備	14,511	15,230	5,736 (793)	952	36,430	861
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、 自動車用ガラス 製造設備	10,959	14,575	2,708 (646)	2,937	31,180	987
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学品	板ガラス、化学 品製造設備	9,576	13,873	2,565 (849)	467	26,482	491
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車用ガラス 製造設備	2,310	3,148	2,277 (116)	592	8,330	438
本社 (東京都千代田区)	セラミックス・ その他	その他設備	5,571	4,304	9,483 (592)	9,421	28,781	1,285
中央研究所 (横浜市神奈川区)	セラミックス・ その他	その他設備	3,349	2,745	502 (68)	688	7,284	528

注 各事業所の内容には管轄の厚生施設等を含んでおります。

(2) 国内子会社

2016年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCグラスプロ ダクト(株)	鹿島工場 (茨城県神栖 市)他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,250	2,474	510 (46)	512	4,747	806 [110]
AGCテクノグラ ス(株)	静岡工場 (静岡県榛原 郡)他	電子	照明用・ 光学用・理 化医療用製 品製造設備	971	5,445	5,654 (327)	136	12,208	377
伊勢化学工業(株)	白里工場 (千葉県大網 白里市)他	化学品	ヨウ素製品 製造設備	3,626	4,014	1,724 (239)	636	10,001	265
AGCセラミック ス(株) (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	セラミック ス・その他	セラミック ス製品製造 設備	1,072	1,041	- (-)	70	2,184	231

(3) 在外子会社

2016年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCガラス・ ヨーロッパグル ープ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	50,497	75,931	10,350 (8,977)	10,800	147,580	16,415
AGCフラットガ ラス・ノースアメ リカグループ	Greenland Plant (Tennessee, U.S.A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	6,848	25,320	732 (3,419)	3,702	36,603	3,295 [435]
AGCディスプレイ グラス台湾	雲林工場 (Yunlin hsien, Taiwan) 他	電子	電子用 ガラス製造 設備	34,988	79,234	7,849 (250)	1,166	123,237	1,863
アサヒマス・ケミ カル	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学品	化学品 製造設備	15,238	45,888	4,936 (994)	427	66,491	1,231 [401]

- 注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。
- 2 土地面積には借地は含んでおりません。
- 3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。
- 4 [] 内は臨時従業員数であり、年間の平均人員数を外数で記載しております。
(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております。)

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。また、第93期におけるセグメントごとの計画金額も決定しておりません。

なお、当連結会計年度後1年間の設備投資計画は、1,600億円であります。

- 注 1 金額には消費税等を含んでおりません。
- 2 第93期における設備の除却は、経常的な設備の更新のための除売却を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

注 2017年3月30日開催の第92回定時株主総会において、当社株式について5株を1株に併合する旨を決議しており、株式併合の効力発生日である2017年7月1日をもって、発行可能株式総数は400,000,000株となります。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2016年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2017年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,186,705,905	1,186,705,905	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。また、 単元株式数は1,000 株であります。
計	1,186,705,905	1,186,705,905	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	96	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2007年7月3日～ 2037年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,447 資本組入額 724	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2032年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 2032年7月3日から2037年7月2日
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
 対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
 権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2008年6月11日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2008年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	116	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年7月2日～ 2038年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,007 資本組入額 504	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2033年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年7月2日から2038年7月1日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2009年6月10日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2009年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	432	411
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	411,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2039年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 488 資本組入額 244	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2034年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年7月2日から2039年7月1日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年6月9日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2010年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	327	323
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	327,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	323,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月2日～ 2040年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2010年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2035年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年7月2日から2040年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2010年9月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	188	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき862円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年9月1日～ 2019年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,102 資本組入額 551	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2010年9月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2010年9月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)前の株価} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年6月8日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	369	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	369,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月2日～ 2041年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2036年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年7月2日から2041年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	176	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき964円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2020年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2011年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年6月6日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	945	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	945,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月3日~ 2042年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2037年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年7月3日から2042年7月2日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	225	216
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	216,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき562円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2021年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2012年7月2日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
 行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
 行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
 (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
 (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年2月7日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2013年3月26日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	247	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年3月27日～ 2043年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 355 資本組入額 178	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2013年3月26日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2038年3月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年3月27日から2043年3月26日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年6月6日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	592	568
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	592,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	568,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月2日～ 2043年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 356 資本組入額 178	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2038年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月2日から2043年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	322	317
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	322,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	317,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき761円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～ 2022年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 899 資本組入額 450	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2013年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2014年6月12日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2014年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	644	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	644,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月2日~ 2044年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389 資本組入額 195	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2039年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月2日から2044年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2014年3月28日定時株主総会決議及び2014年6月12日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2014年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	326	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	326,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき607円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～ 2023年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770 資本組入額 385	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2014年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2014年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2014年12月11日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2015年1月27日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	24	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月28日～ 2045年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2015年1月27日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2040年1月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年1月28日から2045年1月27日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

() 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

() 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

() 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2015年6月3日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2015年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	451	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	451,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日~ 2045年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 519 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2040年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年7月2日から2045年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2015年3月27日定時株主総会決議及び2015年6月3日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2015年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	368	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき800円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2024年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 942 資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2015年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2015年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2016年2月5日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2016年2月22日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	61	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年2月23日～ 2046年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332 資本組入額 166	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2016年2月22日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2041年2月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年2月23日から2046年2月22日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

() 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

() 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

() 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2016年6月7日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2016年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	696	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	696,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月2日~ 2046年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 343 資本組入額 172	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2041年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年7月2日から2046年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2016年3月30日定時株主総会決議及び2016年6月7日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2016年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数(個)	380	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	380,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき652円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～ 2025年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 734 資本組入額 367	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2016年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2016年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

（ ） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ ） 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ ） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（ ） 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2008年1月1日～ 2008年12月31日 (注1)	23	1,186,705	13	90,873	13	91,164

注 1 転換社債の転換によるものであります。

2 最近5事業年度における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がないため、直近の増減を記載しております。

(6) 【所有者別状況】

2016年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	121	37	1,074	623	16	47,391	49,262	-
所有株式数 (単元)	-	437,497	61,363	133,068	327,103	30	222,654	1,181,715	4,990,905
所有株式数 の割合 (%)	-	37.02	5.20	11.26	27.68	0.00	18.84	100.00	-

注 自己株式30,347,355株は「個人その他」に30,347単元及び「単元未満株式の状況」に355株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

2016年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	66,487	5.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	" 中央区晴海一丁目8番11号	59,871	5.05
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	" 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	48,078	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	" 中央区晴海一丁目8番11号	30,222	2.55
パークレイズ証券株式会社	" 港区六本木六丁目10番1号	30,000	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	" 千代田区丸の内一丁目2番1号	24,914	2.10
公益財団法人旭硝子財団(注2)	" 千代田区四番町5番3号	23,911	2.01
三菱地所株式会社	" 千代田区大手町一丁目6番1号	22,703	1.91
旭硝子取引先持株会	" 千代田区丸の内一丁目5番1号	20,812	1.75
日本生命保険相互会社	" 千代田区丸の内一丁目6番6号	20,146	1.70
計	-	347,146	29.25

- 注 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が30,347,355株あります。
- 2 公益財団法人旭硝子財団は、1934年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓く科学・技術に関する調査・研究、国際会議に対し必要な助成等を行うとともに、地球環境問題における顕著な業績に対する顕彰を行っております。
- 3 株式会社三菱東京UFJ銀行及び共同保有者3名から、2016年5月11日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されておりますが、当社として2016年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2016年4月28日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,186	2.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	67,517	5.69
三菱UFJ国際投信株式会社	5,490	0.46
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	6,060	0.51
計	107,253	9.04

- 4 株式会社みずほ銀行及び共同保有者1名から、2016年10月21日付で、株券等の大量保有に関する報告書が提出されておりますが、当社として2016年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2016年10月14日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	12,457	1.05
アセットマネジメントOne株式会社	48,428	4.08
計	60,885	5.13

- 5 パークレイズ証券株式会社及び共同保有者2名から、2016年12月28日付で、株券等の大量保有に関する報告書が提出されておりますが、当社として2016年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該報告書による2016年12月26日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
パークレイズ証券株式会社	30,000	2.53
パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	33,447	2.82
パークレイズ・キャピタル・インク	0	0
計	63,447	5.35

なお、パークレイズ証券株式会社及び共同保有者 1 名から、2017年 1 月11日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が提出されております。当該報告書による2017年 1 月 9 日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
パークレイズ証券株式会社	12,080	1.02
パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	21,013	1.77
計	33,093	2.79

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2016年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,347,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 254,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,151,114,000	1,151,114	同上
単元未満株式	普通株式 4,990,905	-	同上
発行済株式総数	1,186,705,905	-	-
総株主の議決権	-	1,151,114	-

注 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		355株
相互保有株式	共栄商事株式会社	703株
	A G C グラスプロダクツ株式会社	200株

【自己株式等】

2016年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	30,347,000	-	30,347,000	2.56
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	244,000	-	244,000	0.02
(相互保有株式) A G C グラスプロダクツ株式会社 (注)	東京都台東区東上野四丁目24番11号	10,000	-	10,000	0.00
計	-	30,601,000		30,601,000	2.58

注 担保権の実行のために一時的に保有したものであり、2017年2月10日に全ての株式を売却しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。) 及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2007年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2007年6月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2008年6月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2008年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。) 及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2009年6月10日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2009年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年6月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2010年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2010年9月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2010年3月30日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年3月30日(定時株主総会)及び 2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員35名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年6月8日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年3月30日開催の第86回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年3月30日(定時株主総会)及び 2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年3月29日開催の第87回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年3月29日(定時株主総会)及び 2012年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2013年3月26日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年2月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2013年3月28日開催の第88回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年3月28日(定時株主総会)及び 2013年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年6月12日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2014年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2014年6月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年6月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年3月28日定時株主総会決議及び2014年6月12日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2014年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2014年3月28日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2014年6月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年3月28日(定時株主総会)及び 2014年6月12日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年12月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2015年 1 月27日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2014年12月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年12月11日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2015年 6 月 3 日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2015年 7 月 1 日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役 (社外取締役を除く。) 及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2015年 6 月 3 日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2015年 6 月 3 日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 4 名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2015年3月27日定時株主総会決議及び2015年6月3日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2015年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2015年3月27日開催の第90回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2015年6月3日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2015年3月27日(定時株主総会)及び 2015年6月3日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年2月5日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2016年2月22日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2016年2月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年2月5日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年6月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2016年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2016年6月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年3月30日定時株主総会決議及び2016年6月7日取締役会決議

(通常型ストックオプション(2016年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2016年3月30日開催の第91回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2016年6月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年3月30日(定時株主総会)及び 2016年6月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員82名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2017年3月24日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2017年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年2月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
株式の数	121,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円
新株予約権の行使期間	2017年3月25日～ 2047年3月24日
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- 対象者が2042年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年3月25日から2047年3月24日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
 - () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
 - () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2017年2月7日)での決議状況 (取得期間 2017年2月8日~2017年3月24日)	15,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	10,817,000	9,999,119,115
提出日現在の未行使割合(%)	27.9	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	35,928	24,355,989
当期間における取得自己株式	5,854	5,088,301

注 当期間における取得自己株式には、2017年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取請求によるものは含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(注)	353,721	341,133,838	63,083	60,821,494
保有自己株式数	30,347,355		41,107,126	

注 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数349,000株)及び単元未満株式の買増請求による買増し(株式数4,721株)であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使(株式数63,000株)及び単元未満株式の買増請求による買増し(株式数83株)であります。

2 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2017年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益の配分につきましては、現在の1株当たり年間配当額以上の継続を基本に、自己株取得を含めた連結総還元性向50%以上を目安とし、連結業績や将来の投資計画等も総合的に勘案しながら、積極的に株主の皆様への還元に努めていきたいと考えております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり9円としました。

中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株当たり18円となり、連結配当性向は43.9%となります。

また、2017年2月8日から2017年3月23日までに、当期の株主還元策として、自己株式10,817,000株（取得金額9,999,119,115円）を取得し、有価証券報告書提出日現在の当期の連結総還元性向は、65.0%となります。

内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための研究開発や設備投資・投融资、M&Aなどに活用することを基本方針としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2016年8月1日 取締役会決議	10,406	9.0
2017年3月30日 定時株主総会決議	10,407	9.0

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	2012年12月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
最高（円）	755	832	653	843	844
最低（円）	415	569	522.1	564	487

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	613	660	669	735	743	844
最低（円）	487	577	624	652	664	739

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

5【役員の状況】

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		石村 和彦	1954年 9月18日生	1979年4月 当社入社 2006年1月 当社執行役員 2007年1月 当社上席執行役員エレクトロニクス&エネルギー事業本部長 2008年3月 当社取締役兼社長執行役員C O O 2010年1月 当社取締役兼社長執行役員C E O 2015年1月 当社取締役会長(現在に至る)	1年	138
代表取締役 社長執行役員C E O		島村 琢哉	1956年 12月25日生	1980年4月 当社入社 2009年1月 当社執行役員化学品カンパニー企画・管理室長 2010年1月 当社執行役員化学品カンパニープレジデント 2013年1月 当社常務執行役員電子カンパニープレジデント 2015年1月 当社社長執行役員C E O 2015年3月 当社取締役兼社長執行役員C E O (現在に至る)	1年	36
取締役 常務執行役員	C T O 技術本部長	平井 良典	1959年 8月19日生	1987年4月 当社入社 2012年1月 当社執行役員事業開拓室長 2014年1月 当社常務執行役員技術本部長 2014年3月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長 2016年1月 当社取締役兼常務執行役員C T O、技術本部長(現在に至る)	1年	25
取締役 常務執行役員	C F O 経営企画部長	宮地 伸二	1958年 11月4日生	1990年8月 当社入社 2010年1月 当社執行役員社長室経営企画グループリーダー 2012年11月 当社執行役員< A G Cフラットガラス・ノースアメリカ社 シニア・バイス・プレジデント> 2013年2月 当社執行役員ガラスカンパニー北米事業本部長 2013年10月 当社執行役員ガラスカンパニー戦略室長 2014年1月 当社執行役員電子カンパニーエレクトロニクス事業本部長 2015年1月 当社常務執行役員社長室長 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長 2016年1月 当社取締役兼常務執行役員C F O、経営企画部長(現在に至る)	1年	24
取締役		木村 宏	1953年 4月23日生	1976年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業株)入社 1999年6月 同社取締役 2001年6月 同社取締役退任 2005年6月 同社取締役 2006年6月 同社取締役社長 2012年6月 同社取締役会長 2013年3月 当社取締役(現在に至る) 2014年6月 日本たばこ産業株特別顧問 2016年7月 同社顧問(現在に至る)	1年	13
取締役		江川 雅子	1956年 9月7日生	1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インク ニューヨーク本店入社 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社 東京支店入社 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール 日本リサーチ・センター センター長 2009年4月 東京大学理事 2014年3月 当社取締役(現在に至る) 2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授 (現在に至る)	1年	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		長谷川 閑史	1946年 6月19日生	1970年4月 武田薬品工業(株)入社 1999年6月 同社取締役 2003年6月 同社取締役社長 2014年6月 同社取締役会長(現在に至る) 2017年3月 当社取締役(現在に至る)	1年	-
常勤監査役		竜野 哲夫	1958年 4月20日生	1982年4月 当社入社 2009年1月 当社執行役員経理センター長 2009年7月 当社執行役員経理・財務室副室長 2010年4月 当社執行役員ガラスカンパニーバイスプレジデント(企画・管理担当) 2013年1月 当社執行役員経理・財務室長 2015年1月 当社常務執行役員経理・財務室長 2016年1月 当社常務執行役員経理・財務部長 2017年1月 当社常務執行役員社長付 2017年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	21
常勤監査役		丸森 康史	1957年 9月19日生	1981年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入社 2008年4月 同行執行役員 2011年5月 同行常務執行役員 2012年6月 同上退任 2012年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)取締役副社長 2014年12月 同社取締役 2015年3月 同上退任 2015年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	5
監査役		原 徹	1952年 10月6日生	1977年4月 日本銀行入行 2004年5月 同行システム情報局長 2007年4月 同行検査役 検査室長 2009年6月 同行退任 2009年6月 (株)横浜銀行監査役 2013年6月 同上退任 2013年7月 日本通運(株)警備輸送事業部顧問 2014年3月 当社監査役(現在に至る) 2015年4月 日本通運(株)警備輸送事業部顧問退任	4年	7
監査役		河村 博	1952年 1月16日生	1977年4月 東京地方検察庁検事 2008年7月 最高検察庁公判部長 2009年1月 千葉地方検察庁検事正 2010年4月 横浜地方検察庁検事正 2012年1月 札幌高等検察庁検事長 2014年1月 名古屋高等検察庁検事長 2015年1月 同上退官 2015年3月 当社監査役(現在に至る) 2015年4月 同志社大学法学部教授(現在に至る)	4年	2
計						273

- 注 1 取締役のうち木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち丸森康史氏、原徹氏及び河村博氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役7名は、2017年3月30日開催の第92回定時株主総会で選任されたものであります。
- 4 監査役のうち原徹氏は2014年3月28日開催の第89回定時株主総会で、丸森康史氏及び河村博氏は2015年3月27日開催の第90回定時株主総会で、竜野哲夫氏は2017年3月30日開催の第92回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
- 5 執行役員は取締役兼務者を含め2017年3月30日現在で28名であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

当社グループは、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行については、コーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図ることをコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針としています。

イ．経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在（2017年3月30日）、取締役の人数は7名（任期1年）、うち3名が社外取締役（女性の取締役1名を含む）です。また、執行役員制を採用しており、執行役員（任期1年）は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計14回の実取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、2015年から2017年までの中期経営計画の進捗及び次年度の事業・資金計画等の重要事項の承認を行いました。なお、上記の実取締役会の開催回数のほか、当連結会計年度においては、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。

当連結会計年度においては、合計3回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員等の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。

当連結会計年度においては、合計9回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員等の報酬制度等について審議しました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

当連結会計年度においては、合計14回の監査役会を開催しました。監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役に提出しました。

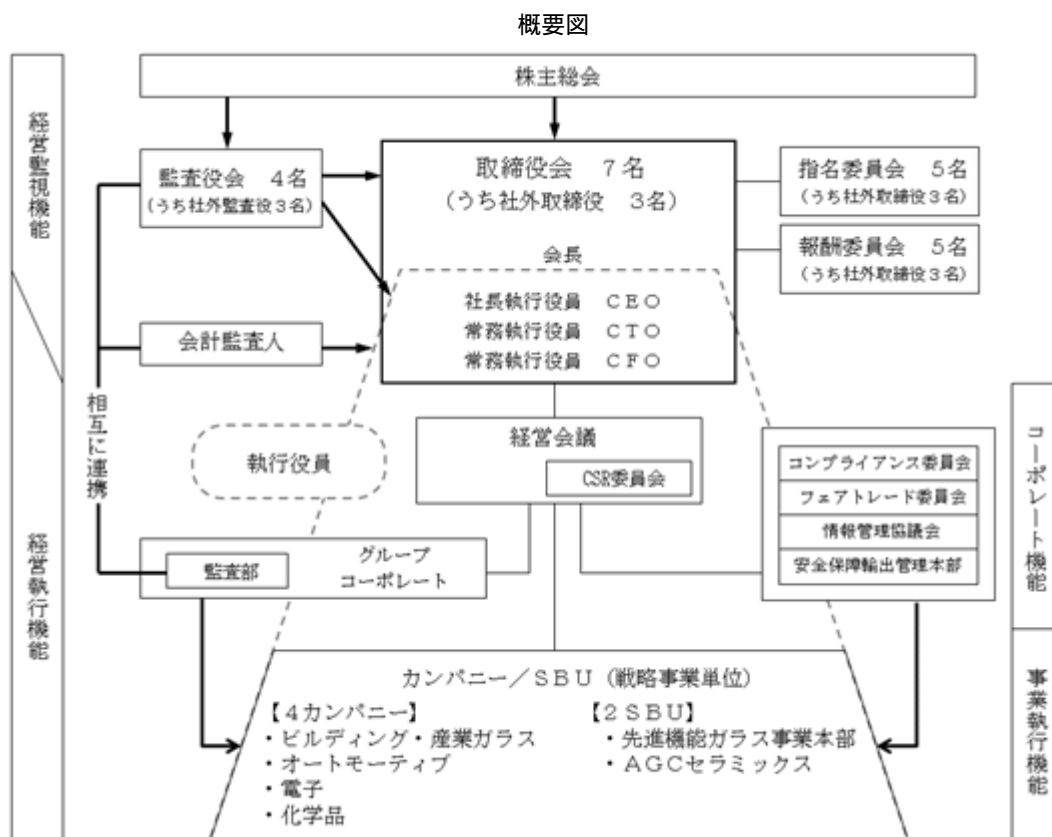
ロ．経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、従来「ガラス」「電子」「化学品」の3つのカンパニーを設置していましたが、マーケット視点をより重視し、2017年1月1日より「ガラス」カンパニーを「ビルディング・産業ガラス」カンパニーと「オートモーティブ」カンパニーに分割しました。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「先進機能ガラス事業本部」及び「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

なお、「ビルディング・産業ガラス」及び「オートモーティブ」につきましては、サプライチェーンの最上流に位置し最大の資産であるフロート板ガラス製造設備（ガラス溶解窯）を、共同で活用しており、経営資源の配分の決定がそれぞれの業績に密接に影響を与え、業績評価についても不可分の関係にあることから、「ガラス」セグメントとして全体最適生産、シナジー効果の維持等を目的に、両カンパニープレジデント等参加の下で「ガラスセグメント会議」等を設置し、グループ利益の最大化を協働で図っています。

上記の当社グループの経営監視及び経営執行の仕組み、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。



() 企業統治の体制を採用する理由

上記のとおり、当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、社外取締役の選任及び任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能しており、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

() 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス(革新と卓越)」、「ダイバーシティ(多様性)」、「エンバイロメント(環境)」、「インテグリティ(誠実)」の4つの価値観を、あらゆる行動の基礎として当社グループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置付けています。

また、グループビジョン **"Look Beyond"** の追求を正しく導く規範として、企業が果たすべき社会的責任を「AGCグループ企業行動憲章」として定めています。

業務の適正を確保するための体制は、次のとおりです。

イ. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

当社グループは、グループビジョン **"Look Beyond"** において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ(誠実)」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、法令・企業倫理遵守の専門機関として、法令遵守担当の当社社長執行役員(以下、社長執行役員という)の下にグローバルコンプライアンスリーダー(担当執行役員)及びコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準(AGCグループ行動基準)にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域ごとの遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、当社グループでは、通報・相談窓口(ヘルプライン)を設置しています。更に、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けています。当社グループのコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況については、定期的に当社取締役会(以下、取締役会という)に報告しています。

また、当社グループの法務管理体制を構築し、重要な法務問題についての情報を把握するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

当社グループの内部監査については、監査部及び各地域に配置した監査要員が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取り締役に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

ロ．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社グループは、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティに関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

リスク管理については、社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議（以下、経営会議という）、取締役会で審議し、監視することとしています。また、当社グループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

危機対応については、社内規程に基づき、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備しています。

ニ．当社グループの取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、当社では、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、当社グループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、当社では、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任し、当社グループの経営方針・業績目標に沿った具体的な連結ベースでの業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

当社グループにおける職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

ホ．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（子会社から当社への報告体制）

子会社は、事業運営等に関する一定の事項を当社に報告しています。このうち重要な事項については、経営会議、取締役会に報告しています。子会社は、当社グループのコンプライアンス体制及び法務管理体制の下、子会社で生じた重要なコンプライアンスに関する問題、重要な法務問題等を速やかに当社に報告しています。これらの事項については、定期的に取り締役に報告しています。

子会社に対して実施した内部監査結果については、内部監査部門は、随時、社長執行役員に報告するとともに、定期的に取り締役に報告しています。

ヘ．監査役の監査体制に関する事項

ア．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

イ．当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

ウ．監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役会に関する職務を専属で行い、監査役の指示に従っています。

エ．当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。

子会社は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について、当社に報告することとしています。これらの事項について、報告を受けた部門は、速やかに当社の監査役に報告することとしています。

- e. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、グループ行動基準において、行動基準違反等に関し通報を行った者に対する不利益な取扱いや報復行為を禁止し、当社グループ従業員に周知徹底しています。
- f. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手續等に係る方針に関する事項
当社は、監査役の支払った費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理しています。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的で開催しています。
内部監査機能を有する監査部等と監査役の会合を定期的で開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。
- () 責任限定契約の概要
当社と社外取締役木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏、監査役竜野哲夫氏、丸森康史氏、原徹氏及び河村博氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

内部監査及び監査役監査の状況

- () 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続、会計監査の状況
内部監査については、監査部及び欧米、中国にグループで約30名の内部監査人員が、年度監査計画等に基づき、管理、運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を、海外グループ会社も含めて、実施しています。また、社長執行役員の補佐機能として、監査部は当社グループの内部統制システムの構築、運営状況及びリスクマネジメントのモニタリングを行い、各カンパニー/SBUの内部統制システムの構築と運営を支援しています。監査結果は定期的に取締役会に報告しています。
監査役の人数は4名であり、うち3名が社外監査役です。監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。監査役竜野哲夫氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役丸森康史氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、社外監査役原徹氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任 あずさ監査法人に委嘱しています。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。
- イ. 業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）
- 森 俊哉（5年）
 - 中嶋 歩（4年）
 - 間宮 光健（3年）

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

- 公認会計士18名、公認会計士試験合格者等5名、その他（システム監査担当等）10名
なお、監査役、監査部及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

- () 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係
監査役（含む社外監査役）は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査部と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査部からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。
また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握しています。更に、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的で開催しています。

社外取締役及び社外監査役の状況

- () 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係
当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。
また、各社外役員は下記（ ）八に記載する社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外役員の独立性に影響を及ぼす人的關係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。
社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、5「役員の状況」に記載のとおりです。

() 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

イ．社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
木村 宏	木村宏氏については、日本たばこ産業(株)の取締役社長、取締役会長を歴任し、事業環境の変化に対応し積極的にグローバル展開を推進している同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
江川 雅子	江川雅子氏については、グローバルな金融機関における豊富な経験に加え、日本企業の経営及びコーポレート・ガバナンスに関する研究経験を有するなど、企業経営に関する豊富な知見を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
長谷川 閑史	長谷川閑史氏については、武田薬品工業(株)の取締役会長を務めており、積極的に経営のグローバル化を推進する同社において会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。

ロ．社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
丸森 康史	丸森康史氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
原 徹	原徹氏については、日本銀行における長年の経験、(株)横浜銀行における常勤監査役としての経験及び財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
河村 博	河村博氏については、札幌高等検察庁及び名古屋高等検察庁の検事長を歴任するなど法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。

ハ．社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、監査役会及び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役木村宏氏、江川雅子氏及び長谷川閑史氏並びに社外監査役丸森康史氏、原徹氏及び河村博氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

< 社外役員の独立性に関する基準 >

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社グループの重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、当社グループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。
また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間に於いて、当社グループから役員報酬（ ）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
- () 社外取締役に於いては取締役報酬、社外監査役に於いては監査役報酬を指す。

(3) 過去3年間において、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループから当社グループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(4) 過去3年間において、当社グループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループの主要な取引先である連結企業グループとは、当社グループから当該連結企業グループへの販売額が、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(5) 過去3年間において、当社グループを担当する監査法人の社員でないこと。

(6) 当社の大株主(議決権の10%以上を保有している者)でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。

(7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

() 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めています。

取締役及び監査役の報酬

() 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			月例報酬		賞与 (当連結会計年度に 係る賞与の額)		株式報酬型 ストック オプション	
	支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
	7	450	7	306	3	70	4	73
うち社外取締役	3	46	3	46	-	-	-	-
監査役	4	93	4	93	-	-	-	-
うち社外監査役	3	57	3	57	-	-	-	-

() 連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	支給総額	内訳		
				月例報酬	賞与 (当連結会計年 度に係る賞与の 額)	株式報酬型 ストック オプション
石村 和彦	代表取締役会長	提出会社	百万円 131	百万円 104	百万円 -	百万円 26
島村 琢哉	代表取締役 社長執行役員CEO	提出会社	百万円 156	百万円 82	百万円 42	百万円 31

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 報酬に関する方針の内容

a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則として、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・AGCグループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

b. 報酬の構成

・報酬制度は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されます。

・執行役員を兼務する取締役及び執行役員については、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの3つで構成しており、執行役員を兼務しない取締役については、月例報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役及び監査役については、月例報酬のみとしています。

・執行役員を兼務する取締役については、総報酬に占める各構成要素の割合を標準支給額ベースで概ね次のとおりとし、これに以下「c. 業績連動報酬の仕組み」の内容を反映することとしています。

月例報酬：賞与：株式報酬型ストックオプション = 2：1：1

c. 業績連動報酬の仕組み

・当社グループの持続的な発展と企業価値向上を実現するため、短期・中期・長期のバランスのとれた視点を持ちながら経営を担うべく、当社取締役（社外取締役を除く）と執行役員の業績連動報酬は各期間のバランスを考慮したものとしています。

・賞与は、単年度及び中期的な業績目標達成への意欲を更に高めることを目的として、単年度の連結業績（キャッシュフロー及び営業利益等）及び中期経営計画期間の連結業績（営業資産利益率）に応じて変動する仕組みとし、当該期間の業績に応じて、原則として、標準支給額に対して±100%の範囲内で増減できることとしています。

・また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットやリスクについても株主と共有し、中長期での業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を向上させることを目的としています。

d. 報酬水準

報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、任意の報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

上記「企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要」に記載のとおり、報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

株式の保有状況

(i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

122銘柄 210,552百万円

() 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	57,318	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	29,390	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
トヨタ自動車(株)	3,500,000	26,208	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	30,219,470	22,879	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
本田技研工業(株)	3,400,000	13,294	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	10,997	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	5,195,539	8,559	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	6,506	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	6,014	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	5,320	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	3,797	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	2,389	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	630,000	2,186	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,932	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,632	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	1,485	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	1,312	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱ケミカルホールディングス	1,441,000	1,115	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	1,031	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ダイハツ工業(株)	585,000	959	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱自動車工業(株)	700,000	721	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	702	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	501,666	659	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エルナー(株)	6,653,000	592	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ソーダニッカ(株)	1,124,050	586	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	5,840,000	27,518	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	3,500,000	26,208	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	3,979	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	2,404	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,623,000	1,856	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	52,867	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	36,085	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
トヨタ自動車(株)	3,652,100	25,119	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	24,175,470	17,411	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
スズキ(株)	2,970,000	12,218	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	11,611	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	5,195,539	9,879	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	4,835,081	9,645	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	6,497	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	5,479	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	3,465	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	598,500	1,969	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日本碍子(株)	867,486	1,966	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	503,190	1,806	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	1,660	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,562	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	1,179	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	985	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ライオン(株)	508,462	976	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	782	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	501,666	742	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
富士紡ホールディングス(株)	200,000	664	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	598	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
積水化学工業(株)	309,582	577	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ソーダニッカ(株)	1,124,050	568	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	5,840,000	28,008	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	3,500,000	24,073	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	4,449	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	3,055	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,623,000	1,599	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

() 保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	75	0	76	1
連結子会社	55	5	61	5
計	130	5	137	7

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて623百万円)を支払っております。

(当連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて610百万円)を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、合意された手続業務があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、合意された手続業務があります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の十分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表に的確に反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等の情報収集や講習会への参加等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	5,25	104,831	147,325
営業債権	6,25	241,294	241,476
棚卸資産	7	235,374	227,284
その他の債権	6,25	36,733	37,972
未収法人所得税		6,448	7,201
その他の流動資産	25	12,863	12,176
流動資産合計		637,546	673,436
非流動資産			
有形固定資産	8	982,296	937,869
のれん	9	34,231	34,859
無形資産	9	27,456	27,400
持分法で会計処理されている投資	10	38,850	36,889
その他の金融資産	25	232,877	232,216
繰延税金資産	11	30,108	29,421
その他の非流動資産		7,896	9,358
非流動資産合計		1,353,716	1,308,015
資産合計		1,991,262	1,981,451
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務	12,25	126,956	137,590
短期有利子負債	13,25	34,989	36,689
1年内返済予定の長期有利子負債	13,25	61,709	66,669
その他の債務	12,25	98,678	110,829
未払法人所得税		4,737	10,173
引当金	14	1,887	4,259
その他の流動負債	25	17,198	11,279
流動負債合計		346,157	377,490
非流動負債			
長期有利子負債	13,25	372,034	330,609
繰延税金負債	11	32,666	22,110
退職給付に係る負債	15	58,057	66,865
引当金	14	12,821	10,701
その他の非流動負債	25	5,758	4,929
非流動負債合計		481,338	435,216
負債合計		827,495	812,707
資本			
資本金	17	90,873	90,873
資本剰余金	17	100,802	101,237
利益剰余金	17	663,874	690,890
自己株式	17	29,576	29,259
その他の資本の構成要素	17	268,198	241,696
親会社の所有者に帰属する持分合計		1,094,172	1,095,438
非支配持分		69,594	73,305
資本合計		1,163,767	1,168,743
負債及び資本合計		1,991,262	1,981,451

【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】
 【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	19	1,326,293	1,282,570
売上原価	20	992,728	933,623
売上総利益		333,565	348,946
販売費及び一般管理費	20	264,750	254,469
持分法による投資利益	10	2,357	1,815
営業利益		71,172	96,292
その他収益	20	46,009	4,078
その他費用	20	31,231	31,534
事業利益		85,949	68,837
金融収益	22	6,021	6,127
金融費用	22	7,449	7,401
金融収益・費用合計		1,427	1,274
税引前利益		84,522	67,563
法人所得税費用	23	38,235	14,200
当期純利益		46,287	53,362
親会社の所有者に帰属する当期純利益		42,906	47,438
非支配持分に帰属する当期純利益		3,380	5,923
1株当たり当期純利益			
基本的1株当たり当期純利益(円)	24	37.12	41.03
希薄化後1株当たり当期純利益(円)	24	36.97	40.85

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期純利益		46,287	53,362
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債(資産)の純額の再測定	18	6,138	10,335
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	18	5,011	4,996
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10,18	12	97
純損益に振り替えられることのない項目合計		11,137	5,241
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	18	1,872	2,757
在外営業活動体の換算差額	18	53,308	24,716
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10,18	43	31
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		55,138	21,927
その他の包括利益(税引後)合計		44,000	27,169
当期包括利益合計		2,286	26,193
親会社の所有者に帰属する当期包括利益		1,596	21,452
非支配持分に帰属する当期包括利益		690	4,740

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負 債（資産） の純額の再 測定	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産の純変動
期首残高		90,873	100,670	641,866	29,784	40,859	86,402
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		-	-	42,906	-	-	-
その他の包括利益	18	-	-	-	-	5,856	4,998
当期包括利益合計		-	-	42,906	-	5,856	4,998
所有者との取引額等							
配当	17	-	-	20,806	-	-	-
自己株式の取得	17	-	-	-	57	-	-
自己株式の処分	17	-	0	84	265	-	-
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		-	-	7	-	-	7
株式報酬取引	16	-	132	-	-	-	-
その他企業結合等		-	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計		-	131	20,898	208	-	7
期末残高		90,873	100,802	663,874	29,576	35,003	91,408

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジの公正価 値の純変動	在外営業活 動体の換算 差額	合計				
期首残高		734	264,693	309,501	1,113,126	67,364	1,180,490	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		-	-	-	42,906	3,380	46,287	
その他の包括利益	18	1,829	50,336	41,310	41,310	2,690	44,000	
当期包括利益合計		1,829	50,336	41,310	1,596	690	2,286	
所有者との取引額等								
配当	17	-	-	-	20,806	763	21,570	
自己株式の取得	17	-	-	-	57	-	57	
自己株式の処分	17	-	-	-	180	-	180	
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		-	-	7	-	-	-	
株式報酬取引	16	-	-	-	132	-	132	
その他企業結合等		-	-	-	-	2,303	2,303	
所有者との取引額等合計		-	-	7	20,550	1,539	19,010	
期末残高		2,563	214,357	268,198	1,094,172	69,594	1,163,767	

当連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負 債（資産） の純額の再 測定	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産の純変動
期首残高		90,873	100,802	663,874	29,576	35,003	91,408
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		-	-	47,438	-	-	-
その他の包括利益	18	-	-	-	-	10,102	4,998
当期包括利益合計		-	-	47,438	-	10,102	4,998
所有者との取引額等							
配当	17	-	-	20,811	-	-	-
自己株式の取得	17	-	-	-	24	-	-
自己株式の処分	17	-	-	126	341	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動		-	323	-	-	-	-
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		-	-	515	-	-	515
株式報酬取引	16	-	112	-	-	-	-
その他企業結合等		-	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計		-	435	20,422	316	-	515
期末残高		90,873	101,237	690,890	29,259	45,106	95,891

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジの公正価 値の純変動	在外営業活 動体の換算 差額	合計				
期首残高		2,563	214,357	268,198	1,094,172	69,594	1,163,767	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		-	-	-	47,438	5,923	53,362	
その他の包括利益	18	2,788	23,671	25,986	25,986	1,182	27,169	
当期包括利益合計		2,788	23,671	25,986	21,452	4,740	26,193	
所有者との取引額等								
配当	17	-	-	-	20,811	542	21,354	
自己株式の取得	17	-	-	-	24	-	24	
自己株式の処分	17	-	-	-	214	-	214	
支配継続子会社に対する 持分変動		-	-	-	323	620	297	
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		-	-	515	-	-	-	
株式報酬取引	16	-	-	-	112	-	112	
その他企業結合等		-	-	-	-	132	132	
所有者との取引額等合計		-	-	515	20,185	1,030	21,216	
期末残高		225	190,686	241,696	1,095,438	73,305	1,168,743	

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		84,522	67,563
減価償却費及び償却費		137,381	121,803
受取利息及び受取配当金		5,921	6,039
支払利息		6,477	6,400
持分法による投資損益		2,357	1,815
固定資産除売却損益		912	3,627
営業債権の増減額		16,901	5,427
棚卸資産の増減額		6,015	2,457
営業債務の増減額		64	15,039
その他		23,502	19,614
小計		206,637	223,223
利息及び配当金の受取額		6,365	6,495
利息の支払額		5,451	7,080
法人所得税の支払額		20,380	19,001
営業活動によるキャッシュ・フロー		187,170	203,637
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		126,491	118,379
有形固定資産の売却による収入		11,884	4,195
その他の金融資産の取得による支出		1,089	3,418
その他の金融資産の売却及び償還による収入		2,406	7,007
その他		2,662	3,001
投資活動によるキャッシュ・フロー		115,951	113,596
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の増減		26,399	5,114
長期有利子負債の借入及び発行による収入		43,379	31,030
長期有利子負債の返済及び償還による支出		32,085	59,985
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出		-	402
自己株式の取得による支出		57	24
配当金の支払額	17	20,806	20,811
その他		551	1,371
財務活動によるキャッシュ・フロー		35,417	46,450
現金及び現金同等物に係る換算差額		623	1,098
現金及び現金同等物の増減額		35,176	42,493
現金及び現金同等物の期首残高	5	69,655	104,831
現金及び現金同等物の期末残高	5	104,831	147,325

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

旭硝子株式会社(以下、「当社」)は、日本に所在する企業であります。当社グループの連結財務諸表は2016年12月31日を期末日とし、当社及び子会社、並びに関連会社の持分等により構成されております。

当社グループは、主にガラス、電子、化学品などの事業を行っております。詳細については、「注記4 事業セグメント」に記載しております。

2 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2017年3月30日に、当社代表取締役島村琢哉及び当社最高財務責任者である取締役宮地伸二によって承認されております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は連結財政状態計算書における以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成されております。

- ・デリバティブは、公正価値で測定しております。
- ・資本性金融商品は、公正価値で測定しております。
- ・確定給付型年金制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して測定しております。

(3) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、百万円単位で切り捨てにより表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において影響を与えております。

見積り及び判断を行った項目のうち、以下は当期及び翌期以降の連結財務諸表の金額に重要な影響を与えております。

- ・棚卸資産の評価(「注記7 棚卸資産」参照)
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り(「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照)
- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損を測定する最小単位である、資金生成単位の使用価値の算定(「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照)
- ・繰延税金資産の回収可能性(「注記11 繰延税金資産・負債」参照)
- ・確定給付型年金制度の数理計算上の仮定(「注記15 退職給付」参照)
- ・営業債権の回収可能価額(「注記25 金融商品」参照)

(5) 会計方針の変更

当社グループの連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

(6) 新基準書等の早期適用

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2013年11月改訂)を早期適用しております。

3 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

イ. 企業結合

企業結合は、支配が獲得された時点で取得法を用いて会計処理しております。当社グループは、支配獲得日において、移転された対価及び段階取得の場合には当社グループが支配獲得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、被取得企業の識別可能な取得資産から引受負債の正味金額(通常は公正価値)の当社グループが有する比例的な持分を控除した金額を上回る場合には、超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、当該下回る金額を純損益として認識しております。

のれんは、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストの対象となります(「(9)非金融資産の減損」参照)。

共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合の前後で結合企業又は結合事業のすべてが同じ当事者によって支配(一時的な支配を除く)されている企業結合については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

ロ. 子会社

子会社は、当社グループが支配する企業です。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、その投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

ハ. 非支配持分

当社グループは、純損益及びその他の包括利益の各内訳項目を、当社の所有者と非支配持分に帰属させております。当社と子会社の非支配持分との間で持分の変動が生じる取引のうち、支配の喪失を伴わない取引で発生した非支配持分の変動額と支払対価(又は受取対価)の差額は、直接資本として認識しており、のれん又は純損益として認識しておりません。

ニ. 関連会社及び共同支配企業に対する投資(持分法適用会社)

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針等に対し、支配には至らないものの重要な影響力を有している企業であります。通常、当社及び子会社が他の企業の議決権の20%以上を保有する場合には、当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。議決権割合の他にも経営機関への参画等の諸要素を総合的に勘案し、重要な影響力を行使しうる場合には関連会社を含めております。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配の取決めに基づき、各々の当事者が純資産に対する権利を有している場合であります。

関連会社又は共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。連結財務諸表には、重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わりに、関連会社又は共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

ホ. 連結上消去される取引

当社グループ内の債権債務残高及び取引高、並びにグループ内取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。ただし、未実現損失については、回収不能と認められる部分は消去しておりません。

(2) 外貨

イ．外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産及び負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

ロ．在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートで換算しております。

(3) 金融商品

当社グループは、金融商品に係る会計処理について、IFRS第9号「金融商品」(2013年11月改訂)を早期適用しております。

当社グループは、金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

当社グループは、以下の場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

- ・金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合
- ・金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合

移転した金融資産に関して、当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産又は負債として認識しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

イ．非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産として、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

(償却原価で測定される金融資産)

以下の2つの要件を共に満たす金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有していること
- ・当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、当初認識時に当該金融資産を公正価値に取引費用を加算して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについて評価を行っております。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権のリストラクチャリング、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等が含まれます。

個別に重要な金融資産は、個別に減損の評価を行っております。個別に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。全体として減損を評価するに際しては、発生損失額に関する過去の傾向等を考慮しております。

減損損失は、金融資産の帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。短期債権に関するキャッシュ・フローは、割り引きの影響が重要でないため割り引いておりません。

減損損失は純損益として認識しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

ロ．非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、営業債務、その他の債務、有利子負債（借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債（新株予約権部分を除く）、リース債務）等を認識しております。

当該金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を直接控除して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

ハ．新株予約権付社債

当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を発行条件に基づき、負債部分と資本部分に分類しております。

新株予約権付社債の負債部分は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しております。資本部分は、新株予約権付社債の公正価値の総額と負債部分の公正価値との差額として当初認識しております。新株予約権付社債の発行に関連する取引費用は、当初認識時に負債部分及び資本部分の帳簿価額の比率に応じて按分し、負債部分及び資本部分の金額から控除しております。

当初認識後は、新株予約権付社債の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定し、新株予約権付社債の資本部分については再測定を行っておりません。

ニ．デリバティブ金融商品（ヘッジ会計を含む）

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品の価格変動リスク等をヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかによりその変動を以下のように会計処理しております。

(ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品)

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品)

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、ヘッジ開始時に、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含めたヘッジ手段とヘッジ対象の関係を正式に文書化しております。

当社グループは、ヘッジ対象期間において、ヘッジ手段と関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して非常に高い相殺効果を有することが見込まれるかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しております。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク、又は発生可能性が非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響を与えるものに対するヘッジであります。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同一の連結会計年度において、その他の包括利益から純損益に振り替えております。ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、又はヘッジの指定を取り消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。リスク管理目的に変更がない限り、任意のヘッジ指定の取り消しは認められておりません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。

ホ．資本

(普通株式)

普通株式は資本に分類しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を資本から控除して認識しております。

(自己株式)

自己株式を取得した場合には、直接関連して発生した費用（税効果考慮後）を含めた支払対価を資本から控除して認識しております。自己株式を処分した場合には、受取対価と自己株式の帳簿価額との差額を資本として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費が含まれており、移動平均法に基づいて配分されております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としております。

(6) 有形固定資産

イ．認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連する支出を含んでおります。自家建設資産の取得原価には、材料費、直接労務費、当該資産を意図した方法で稼働可能な状態にするための直接費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、その支出により当社グループに将来の経済的便益をもたらされることが予想され、かつ支出額が信頼性をもって測定可能な場合にのみ当該資産の帳簿価額に含めて計上しております。

有形固定資産の処分により発生する帳簿価額と受取対価の差額は、純損益として認識しております。

ロ．減価償却

土地等の減価償却を行わない有形固定資産を除き、各資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能限度額をもとに、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 10 - 50年
- ・機械装置及び運搬具 4 - 15年
- ・工具器具及び備品 2 - 15年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) のれん及び無形資産

イ．のれん

のれんは子会社の取得時に認識しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)イ.企業結合」に記載しております。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。減損損失の測定方法については、「(9)非金融資産の減損」に記載しております。

ロ．研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ無形資産として計上しております。その他の支出は、発生時に費用として認識しております。

資産計上した開発費は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ハ．その他の無形資産

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しております。当初認識後は、耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。

二．償却

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・特許権及び商標権 5 - 10年
- ・ソフトウェア 5年

償却方法及び見積耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) リース資産

当社グループは、実質的にすべてのリスク及び経済的便益を享受するリース契約をファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

リース資産の減価償却又は償却期間は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合には当該資産の経済的耐用年数、そうでない場合にはリース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間であります。

ファイナンス・リース以外のリース契約はオペレーティング・リースに分類しており、当社グループの連結財政状態計算書には計上されておられません。オペレーティング・リースの支払リース料は、費用としてリース期間にわたって定額法で認識しております。

契約の中にリースが含まれているか否かについては、法的形式をとらないものであっても、契約の実質を基に判断しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、毎期末日に各資産又は資産が属する資金生成単位に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループ(資金生成単位)に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位は、当該のれんを内部報告目的で管理している最小の単位であり、かつ事業セグメントよりも大きくならないようにしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻し入れは、過去の期間に認識した減損損失を戻し入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻し入れる金額は、戻し入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻し入れておりません。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却によって回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で売却が確約されている場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。売却目的で保有する非流動資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(11) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付制度、短期従業員給付及び株式報酬取引が含まれております。退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

イ．確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用及び清算損益は純損益として認識しております。

ロ．確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

ハ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ニ．株式報酬取引

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を行使できるストック・オプションを付与しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を選択し、2002年11月7日以後に付与され、当社グループのIFRS移行日以前に権利が確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額が信頼性をもって見積りができる場合に認識しております。引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割り戻しは金融費用として認識しております。

事業構造改善引当金は、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(13) 収益

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受領する対価から、返品、値引き及び割り戻しを減額した公正価値で測定しております。当社グループは、物品の所有に伴う重要なリスク及び便益が買い手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積ることができ、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額が信頼性をもって測定することができる場合、収益を認識しております。

(14) 営業利益及び事業利益

連結純損益計算書における「営業利益」は、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標であります。「その他収益」及び「その他費用」の主な内訳には、為替差損益、固定資産売却益、固定資産除却損、減損損失、事業構造改善費用などがあります。「事業利益」には、金融収益・費用及び法人所得税費用を除いたすべての収益・費用が含まれております。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、デリバティブ利益（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、支払利息、デリバティブ損失（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当社グループの当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行されている税率を使用し、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される額で算定しております。

当社グループの繰延税金は、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との一時差異に基づいて、期末日に施行又は実質的に施行される法律に従い一時差異が解消される時に適用されることが予測される税率を用いて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を認識し、毎期末日に見直しを行い、税務便益が実現する可能性が高い範囲内でのみ認識しております。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合には認識しておりません。

子会社等に対する持分に係る将来減算一時差異は、以下の両方を満たす可能性が高い範囲内でのみ繰延税金資産を認識しております。

- ・当該一時差異が、予測し得る期間内に解消される場合
- ・当該一時差異を使用することができ、課税所得が稼得される場合

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識しております。

- ・のれんの当初認識時
- ・企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異で、親会社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

(17) 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、親会社の所有者に帰属する当期純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

(18) 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、2016年12月31日に終了する連結会計年度にまだ適用されておらず、当社グループの連結財務諸表の作成に際して適用していない主な基準書等は以下のとおりであります。これらの未適用の基準書等が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IAS第7号 (2016年1月改訂)	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2017年12月期	財務活動に係る負債の変動に関する開示の改訂
IAS第12号	法人所得税	2017年1月1日	2017年12月期	未実現損失に関する繰延税金資産の認識の明確化
IFRS第2号 (2016年6月改訂)	株式に基づく報酬取引の分類及び測定	2018年1月1日	2018年12月期	株式に基づく報酬取引の会計処理の明確化
IFRS第9号 (2014年7月改訂)	金融商品	2018年1月1日	2018年12月期	金融商品の分類及び測定の改訂、金融資産の予想信用損失モデルによる減損規定の導入
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2018年12月期	収益の認識に関する会計処理及び開示を規定
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	2018年12月期	資産、費用または収益の認識に先立ち、非貨幣性の前払資産、前受収益負債を認識する外貨建取引の換算レートの明確化
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2019年12月期	リースの定義及び会計処理の改訂
IFRS第10号 IAS第28号	連結財務諸表 関連会社及び共同支配企業に対する投資	-	-	投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の資産の売却又は拋出の会計処理の明確化

4 事業セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3カンパニーを置き、各カンパニーは、取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グローバルに事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントに属する主要な製品の種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low - E（低放射）ガラス、装飾ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、防災・防犯ガラス、防・耐火ガラス等）、自動車用ガラス等
電子	液晶用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス、ディスプレイ用周辺部材、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、半導体プロセス用部材、オプトエレクトロニクス用部材、照明用製品、理化学用製品等
化学品	塩化ビニル、塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、フッ素樹脂、撥水撥油剤、ガス、溶剤、医農薬中間体・原体、ヨウ素製品等

（1）報告セグメント

前連結会計年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			セラミック ス・その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	691,411	286,858	315,636	32,388	1,326,293	-	1,326,293
セグメント間の売上高	1,495	1,723	2,821	35,744	41,785	41,785	-
計	692,906	288,582	318,457	68,132	1,368,079	41,785	1,326,293
セグメント利益又は損失 (営業利益)	13,046	29,043	30,528	1,557	71,061	110	71,172
当期純利益	-	-	-	-	-	-	46,287
その他の項目							
減価償却費及び償却費	48,269	64,692	22,034	2,524	137,520	139	137,381
減損損失（非金融資産）	85	11,614	-	-	11,699	-	11,699
資本的支出	42,328	29,375	52,664	764	125,133	29	125,103
持分法適用会社への投資 額	31,424	1,848	2,796	2,780	38,850	-	38,850

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

当連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	679,071	257,069	314,392	32,037	1,282,570	-	1,282,570
セグメント間の売上高	936	1,069	2,207	38,727	42,940	42,940	-
計	680,007	258,139	316,599	70,765	1,325,511	42,940	1,282,570
セグメント利益又は損失 (営業利益)	31,825	24,985	39,998	217	96,591	298	96,292
当期純利益	-	-	-	-	-	-	53,362
その他の項目							
減価償却費及び償却費	42,553	55,675	21,535	2,159	121,924	120	121,803
減損損失（非金融資産）	2,242	11,562	-	-	13,805	-	13,805
資本的支出	50,275	42,866	32,449	532	126,124	99	126,025
持分法適用会社への投資額	30,763	1,881	1,696	2,547	36,889	-	36,889

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

（２）製品及びサービスに関する情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高が10%を超える単一の相手先がないため、記載を省略しております。

（４）地域別セグメント

各年度の売上高の地域別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
日本	383,833	381,006
アジア	471,101	446,295
欧州	255,382	286,898
その他	215,976	168,369
合計	1,326,293	1,282,570

（注） 売上高は、販売仕向先の所在地によっております。

各年度の非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
日本	306,026	284,034
アジア	478,506	470,048
欧州	194,057	184,266
その他	73,290	71,137
合計	1,051,880	1,009,487

注 1 非流動資産には、「持分法で会計処理されている投資」、「その他の金融資産」及び「繰延税金資産」を含めておりません。

2 非流動資産は、資産の所在地によっております。

5 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
現金及び預金	105,374	147,695
譲渡性預金	6	5
預入期間が3カ月を超える定期預金	549	376
合計	104,831	147,325

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

6 営業債権及びその他の債権
営業債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
受取手形	14,970	16,412
売掛金	228,527	227,071
貸倒引当金	2,203	2,007
合計	241,294	241,476

営業債権に関連する当社グループの為替変動リスクに対するエクスポージャー及び減損損失は、「注記25 金融商品」にて記載しております。

その他の債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
未収入金	21,094	22,050
その他	15,638	15,922
合計	36,733	37,972

7 棚卸資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
商品及び製品	109,755	100,852
仕掛品	44,883	46,087
原材料及び貯蔵品	80,734	80,344
合計	235,374	227,284

純損益として認識した棚卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れの金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
評価減の金額	6,889	7,670
評価減の戻し入れの金額	6,854	5,349

8 有形固定資産

(1) 増減表

「建設仮勘定」には、建設中の有形固定資産に関する支出額が含まれます。

各有形固定資産の「個別取得」の金額は、「建設仮勘定」から振り替えられた金額を含めて表示しております。

「減価償却費」は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

取得原価

(単位: 百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	667,092	2,012,776	127,584	102,617	98,510	3,008,580
個別取得	13,963	86,559	9,160	501	6,923	117,108
企業結合による取得	2,428	2,141	6	113	52	4,743
売却及び除却	13,589	65,569	7,368	2,901	3,127	92,557
為替換算差額	28,156	91,975	3,064	2,473	3,431	129,102
その他の増減	8	342	29	18	352	9
12月31日残高	641,747	1,944,273	126,347	97,838	98,574	2,908,782

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	367,592	1,451,154	106,129	14,981	2,529	1,942,386
減価償却費	18,730	102,510	8,977	-	-	130,219
減損損失	5,852	4,331	211	0	910	11,306
売却及び除却	10,556	62,271	6,563	1,246	2,572	83,210
為替換算差額	12,214	60,440	2,410	0	35	75,101
その他の増減	2	885	2	-	0	885
12月31日残高	369,402	1,436,171	106,346	13,734	831	1,926,485

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	299,500	561,621	21,455	87,635	95,981	1,066,193
12月31日残高	272,345	508,102	20,001	84,103	97,743	982,296

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

取得原価

(単位:百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	641,747	1,944,273	126,347	97,838	98,574	2,908,782
個別取得	29,963	104,951	9,820	376	26,372	118,739
企業結合による取得	424	311	103	402	-	1,241
売却及び除却	7,728	57,082	4,885	554	1,232	71,484
為替換算差額	9,486	49,001	2,466	1,513	5,517	67,985
その他の増減	4,949	1,173	1	-	2,523	8,648
12月31日残高	649,971	1,942,279	128,917	96,549	62,928	2,880,645

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	369,402	1,436,171	106,346	13,734	831	1,926,485
減価償却費	18,043	89,413	7,382	-	-	114,839
減損損失	3,634	9,160	91	124	241	13,252
売却及び除却	4,793	56,338	2,947	-	282	64,362
為替換算差額	5,808	37,197	1,940	0	0	44,947
その他の増減	2,476	342	41	-	399	2,491
12月31日残高	378,002	1,441,550	108,973	13,858	390	1,942,775

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	272,345	508,102	20,001	84,103	97,743	982,296
12月31日残高	271,969	500,728	19,944	82,690	62,537	937,869

(2) 減損損失

有形固定資産は、ビジネス・ユニットをもとに、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の単位である資金生成単位にグルーピングされております。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で計上しております。

使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

各資金生成単位における将来キャッシュ・フローは、毎年、最新の予算や中期経営計画に基づき、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しております。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

前連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、電子部材関連などの有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、11,306百万円の減損損失を認識しております。なお、回収可能価額の算定に使用した使用価値を、上述の将来キャッシュ・フローや割引率等により算定した結果、その大部分は、零として算定されております。

当連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、電子セグメントに含まれている諸事業、自動車用ガラス事業の有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、13,252百万円の減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値を基礎としており、割引率8～10%を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。また、使用価値の算定に用いた割引率は、前連結会計年度と比較して大きく変動はしてありません。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

(3) リース資産

当社グループは、一部の生産設備をリースしており、その契約条項に基づき会計処理しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、リース資産の減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
建物及び構築物	1,517	1,170
機械装置及び運搬具	2,218	707
工具器具及び備品	354	360
合計	4,090	2,238

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限(配当や追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

9 のれん及び無形資産
(1) 増減表

取得原価

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)				当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	60,659	120,950	181,609	1月1日残高	56,485	126,076	182,561
個別取得	-	7,995	7,995	個別取得	-	7,286	7,286
企業結合による取得	569	2,114	2,684	企業結合による取得	1,432	1,457	2,889
売却及び除却	-	966	966	売却及び除却	-	3,880	3,880
為替換算差額	4,744	4,062	8,806	為替換算差額	2,888	3,100	5,988
その他の増減	-	44	44	その他の増減	575	121	696
12月31日残高	56,485	126,076	182,561	12月31日残高	55,605	127,960	183,565

償却累計額及び減損損失累計額

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)				当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	24,390	95,105	119,496	1月1日残高	22,254	98,619	120,874
償却費	-	7,161	7,161	償却費	-	6,964	6,964
減損損失	320	72	393	減損損失	-	552	552
売却及び除却	-	849	849	売却及び除却	-	3,753	3,753
為替換算差額	2,457	2,865	5,322	為替換算差額	1,508	1,955	3,464
その他の増減	-	6	6	その他の増減	-	132	132
12月31日残高	22,254	98,619	120,874	12月31日残高	20,745	100,560	121,305

帳簿価額

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)				当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	36,269	25,844	62,113	1月1日残高	34,231	27,456	61,687
12月31日残高	34,231	27,456	61,687	12月31日残高	34,859	27,400	62,259

償却費は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

各資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
ガラス	24,050	23,460
電子	6,964	6,698
化学品	3,216	4,700
合計	34,231	34,859

資金生成単位に配分されたのれんの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。使用価値の仮定については、「注記8 有形固定資産」に記載しております。前連結会計年度及び当連結会計年度におけるのれんを含む資金生成単位の減損テストに使用した主な割引率（税引前）は、共に6～9%であります。

前連結会計年度にて、市場の低迷あるいは変化等により、電子事業の一部の資金生成単位において測定された使用価値が帳簿価額を下回っていたため、減損損失を認識しております。減損損失は、まずのれんに配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額に比例的に配分しております。その結果、のれんに関して、320百万円の減損損失を認識し、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

当連結会計年度にて、のれんの減損損失は認識しておりません。ただし、減損が発生していないのれんについて、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。仮に割引率が5%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

(3) 無形資産の減損損失

当連結会計年度にて、無形資産の減損損失を電子セグメントに含まれている諸事業で認識しており、552百万円を連結損益計算書上、「その他費用」に計上しております。使用価値の仮定、減損損失の認識に至った事象、状況は「注記8 有形固定資産」に記載しております。なお、前連結会計年度に重要な無形資産の減損損失の発生はございません。

10 持分法適用会社

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
持分法で会計処理されている投資	38,850	36,889

持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益の持分取込額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
持分法による投資利益	2,357	1,815
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	31	128
合計	2,389	1,944

前連結会計年度及び当連結会計年度において、持分法適用会社のうち、個々に重要性のある関連会社又は共同支配企業は該当ありません。

11 繰延税金資産・負債

(1) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、将来減算一時差異、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して繰延税金資産を認識しております。ただし、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
繰越欠損金	404,206	373,728
将来減算一時差異	235,601	231,764
合計	639,808	605,493

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
1年目	2,209	1,396
2年目	1,270	1,705
3年目	1,878	1,745
4年目	1,179	29,605
5年目以降	397,668	339,275
合計	404,206	373,728

(2) 未認識の繰延税金負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額は、それぞれ306,257百万円、337,942百万円です。

上記の将来加算一時差異は、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いため、当該一時差異に係る繰延税金負債を認識しておりません。

(3) 認識された繰延税金資産・負債

繰延税金資産・負債は以下の項目に起因するものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	22,389	24,329
減価償却費	7,628	7,766
減損損失	3,194	2,346
繰越欠損金	19,883	24,019
その他	22,867	26,762
繰延税金資産合計	75,963	85,225
繰延税金負債		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産	42,307	41,316
退職給付信託設定益	8,296	7,882
減価償却費	10,476	11,299
固定資産圧縮積立金	5,471	4,831
その他	11,969	12,584
繰延税金負債合計	78,521	77,914
繰延税金資産の純額	2,558	7,311

前連結会計年度末及び当連結会計年度末に認識された繰延税金資産・負債の純額の差額から、資本にて直接認識される繰延税金資産及び負債、その他の包括利益で認識される繰延税金資産及び負債を控除した金額と、繰延税金費用の差額は、主として連結範囲の異動及び為替の変動による影響であります。なお、当連結会計年度における連結範囲の異動に伴う繰延税金資産の純額は、363百万円減少しております。

12 営業債務及びその他の債務

営業債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
支払手形	1,750	3,225
買掛金	125,205	134,364
合計	126,956	137,590

その他の債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
未払金	44,983	54,103
未払費用	32,716	34,856
その他	20,977	21,869
合計	98,678	110,829

13 有利子負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
短期借入金	33,059	36,689
コマーシャル・ペーパー	1,929	-
1年内返済予定の長期借入金	60,794	45,953
1年内償還予定の社債	-	20,000
短期リース債務	915	715
流動負債合計	96,699	103,359
長期借入金	298,894	277,838
社債	69,889	49,918
長期リース債務	3,250	2,852
非流動負債合計	372,034	330,609
有利子負債合計	468,733	433,968

当社グループの金利変動リスク、為替変動リスク及び流動性リスクに関する情報は、「注記25 金融商品」に記載しております。

担保に供している資産については、「注記27 担保」に記載しております。

(1) 社債

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年)(%) (注2)	担保	償還 期限
旭硝子株式会社 (当社)	第12回社債	2009年 1月29日	29,966	29,970	1.94	なし	2019年 1月29日
旭硝子株式会社 (当社)	第13回社債	2012年 12月20日	19,979	20,000 (20,000)	0.31	なし	2017年 12月20日
旭硝子株式会社 (当社)	第14回社債	2013年 6月3日	19,943	19,948	1.01	なし	2023年 6月2日
合計(注1)	-	-	69,889 (-)	69,918 (20,000)	-	-	-

注 1 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

注 2 「利率」欄には、それぞれの社債において当連結会計年度末で適用されている券面金利を記載しております。したがって、実効金利とは異なります。

(2) 借入金等

当連結会計年度における「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「長期借入金」の平均利率は、それぞれ1.7%、1.5%、1.2%であります。

「長期借入金」の返済期限は、2018年～2030年であります。

(3) リース債務

リース債務の期日別残高及び現在価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)		当連結会計年度末 (2016年12月31日)	
	期日別残高	現在価値	期日別残高	現在価値
1年以内	1,047	915	808	715
1年超5年以内	2,288	1,880	2,045	1,755
5年超	1,812	1,370	1,332	1,096
合計	5,149	4,166	4,187	3,568

14 引当金

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
事業構造改善引当金	679	3,023
その他	1,207	1,235
流動負債合計	1,887	4,259
事業構造改善引当金	4,017	1,775
その他	8,803	8,925
非流動負債合計	12,821	10,701

「その他」には、識別可能なりスクに係る未確定債務に関連した諸引当である、資産除去債務や環境関連支出等に関する引当金が含まれております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要な資産除去債務はありません。

引当金の増減内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	事業構造改善引当金	その他	合計
1月1日残高	4,697	10,011	14,709
期中増加額	2,817	3,585	6,402
目的使用による減少額	2,539	2,689	5,229
期中戻入額	10	319	329
その他	166	425	591
12月31日残高	4,799	10,161	14,960

当連結会計年度における事業構造改善引当金については、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失を見積り、認識・測定しております。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

15 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

当社は2015年4月21日付で確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。また、当連結会計年度において、米国子会社の確定給付型年金制度の一部の加入者に対し、一時金で給付決済を行う改定を行っております。

確定給付型年金制度における給付の水準は、個々の従業員の勤務期間中における貢献度に応じて一定のポイントに基づいて決定しております。資産の管理・運用・給付は、主に企業年金基金によって行われております。企業年金の運用利回りは制度の持続可能性を反映して決定しております。

(1) 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度の連結財政状態計算書上の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
確定給付制度債務の現在価値	367,919	377,430
制度資産の公正価値	311,976	310,969
合計	55,943	66,461
前払年金費用(注)	2,113	403
退職給付に係る負債	58,057	66,865

(注) 前払年金費用は、連結財政状態計算書上、「その他の非流動資産」に含まれております。

(旭硝子株式会社(当社)の企業年金制度)

当社では、法的に独立したA G C企業年金基金によって制度が運営されております。A G C企業年金基金には代議員会が設置され、事業主において選出する者と加入者が互選する者、各々半数ずつで構成されております。代議員より役員として理事と監事を互選し、理事長(代議員会の議長)を選出しております。

確定給付企業年金法等において、当社には年金給付を行うA G C企業年金基金への掛金の拠出等の義務が課されております。基金の理事には法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、A G C企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実に、積立金の管理及び運用に関する業務を遂行する義務等の責任が課されております。また、自己又はA G C企業年金基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為は、理事の禁止行為とされております。

イ. 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日残高	423,678	367,919
制度から支払われた給付	16,676	15,393
当期勤務費用	11,012	9,852
利息費用	5,768	5,544
過去勤務費用及び清算	48,643	8,633
数理計算上の差異	5,115	19,093
人口統計上の仮定の変更による	1,114	1,340
財務上の仮定の変更による	6,141	14,461
その他	2,140	3,291
為替換算差額	2,506	839
その他	403	111
12月31日残高	367,919	377,430

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度末は主に16年、当連結会計年度末は主に16年であります。

ロ. 制度資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日残高	324,181	311,976
事業主による拠出	7,714	9,633
給付支給額	14,353	13,834
利息収益(注)	4,174	3,729
清算	12,364	5,381
制度資産に係る収益(利息収益を除く)	3,858	5,122
為替換算差額	1,705	98
その他	469	176
12月31日残高	311,976	310,969

(注) 利息収益は、制度資産の公正価値に割引率を乗じた金額で測定しております。

当社グループは、翌連結会計年度において確定給付制度へ、9,636百万円拠出する予定であります。

当社においては、AGC企業年金基金の規約に基づき将来にわたり財政の均衡を保つことができるように5年毎に基金の事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うことが規定されております。

再計算では、掛金に係る基礎率(予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、予定新規加入者数等)を見直し、掛金の妥当性を再検証しております。

八. 制度資産の構成項目

制度資産は、確定給付制度の持続可能性を確保する目的で運用しております。制度資産は、主として株式及び債券に投資されており、これらの市場リスクにさらされております。制度資産への投資によるリスクとリターンの目標は方針として策定されております。投資の成果は適切にモニタリングされ、積み立ての状況や投資先の市場の動向に留意しつつ、定期的の方針の見直しを行っております。

制度資産の構成項目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)			当連結会計年度末 (2016年12月31日)		
	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの	計
株式	89,005	46,807	135,813	85,340	49,613	134,953
債券	58,322	75,374	133,697	60,993	79,898	140,891
その他	2,845	39,620	42,465	1,371	33,752	35,123
合計	150,173	161,802	311,976	147,705	163,263	310,969

活発な市場における公表価格がないものの株式には、国内及び海外の上場株式で構成される私募投資信託が含まれております。また、その他には現金同等物等が含まれております。

二. 確定給付制度に関する費用の内訳

確定給付制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期勤務費用	11,012	9,852
利息費用	5,768	5,544
利息収益	4,174	3,729
過去勤務費用及び清算損益	36,278	3,252
合計	23,672	8,415

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」等に計上しております。

前連結会計年度に当社は2015年4月21日付で確定給付企業年金制度を改定したことにともなう退職後給付制度改定益を「その他収益」に計上しております。

ホ. 数理計算上の仮定

期末日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
割引率(%)	1.0	0.7

数理計算上の仮定には、上記以外に予定昇給率、死亡率、予定退職率等が含まれます。

ヘ. 数理計算上の仮定の感応度分析

期末日時点で、以下に示された割合で割引率が変動した場合、確定給付制度債務の増減額は以下のとおりであります。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しております。

(単位: 百万円)

	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
割引率(0.5%高)	24,919
割引率(0.5%低)	28,256

(2) 確定拠出型年金制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
確定拠出制度に関する費用	1,653	1,973

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

16 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を付与するストック・オプションを付与しております。当制度の下では、新株予約権1個当たり普通株式1,000株が付与対象者に付与されます。権利行使期間内に、権利行使されない場合には、当該オプションは失効いたします。

全般的な契約条件については、以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	266,000	(注)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	265,000	(注)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	647,000	(注)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (通常型)	80,000	付与日(2009年7月1日)以降、権利 確定日(2011年6月30日)まで継続し て勤務していること	2011年7月1日から 2015年6月30日	776
2010年7月1日 (株式報酬型)	432,000	(注)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注)	1
2010年9月1日 (通常型)	205,000	付与日(2010年9月1日)以降、権利 確定日(2013年8月31日)まで継続し て勤務していること	2013年9月1日から 2019年8月31日	862
2011年3月1日 (株式報酬型)	31,000	(注)	2011年3月2日から 2041年3月1日(注)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	430,000	(注)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注)	1
2011年7月1日 (通常型)	176,000	付与日(2011年7月1日)以降、権利 確定日(2014年6月30日)まで継続し て勤務していること	2014年7月1日から 2020年6月30日	964
2012年7月2日 (株式報酬型)	1,020,000	(注)	2012年7月3日から 2042年7月2日(注)	1
2012年7月2日 (通常型)	308,000	付与日(2012年7月2日)以降、権利 確定日(2015年7月1日)まで継続し て勤務していること	2015年7月2日から 2021年7月1日	562
2013年3月26日 (株式報酬型)	278,000	(注)	2013年3月27日から 2043年3月26日(注)	1
2013年7月1日 (株式報酬型)	592,000	(注)	2013年7月2日から 2043年7月1日(注)	1
2013年7月1日 (通常型)	331,000	付与日(2013年7月1日)以降、権利 確定日(2016年6月30日)まで継続し て勤務していること	2016年7月1日から 2022年6月30日	761
2014年7月1日 (株式報酬型)	644,000	(注)	2014年7月2日から 2044年7月1日(注)	1
2014年7月1日 (通常型)	330,000	付与日(2014年7月1日)以降、権利 確定日(2017年6月30日)まで継続し て勤務していること	2017年7月1日から 2023年6月30日	607
2014年12月26日 (株式報酬型)	84,000	(注)	2014年12月27日から 2044年12月26日(注)	1

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2015年1月27日 (株式報酬型)	24,000	(注)	2015年1月28日から 2045年1月27日(注)	1
2015年7月1日 (株式報酬型)	451,000	(注)	2015年7月2日から 2045年7月1日(注)	1
2015年7月1日 (通常型)	376,000	付与日(2015年7月1日)以降、権利 確定日(2018年6月30日)まで継続し て勤務していること	2018年7月1日から 2024年6月30日	800
2016年2月22日 (株式報酬型)	61,000	(注)	2016年2月23日から 2046年2月22日(注)	1
2016年7月1日 (株式報酬型)	696,000	(注)	2016年7月2日から 2046年7月1日(注)	1
2016年7月1日 (通常型)	380,000	付与日(2016年7月1日)以降、権利 確定日(2019年6月30日)まで継続し て勤務していること	2019年7月1日から 2025年6月30日	652

(注) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(2) オプション数及び平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は以下のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格(円)
1月1日現在の未行使残高	5,702,000	178	6,201,000	197
期中の付与	851,000	354	1,137,000	219
期中の失効	12,000	723	4,000	800
期中の行使	270,000	124	349,000	50
期中の満期消滅	70,000	776	-	-
12月31日現在の未行使残高	6,201,000	197	6,985,000	207
12月31日現在の行使可能残高	5,176,000	92	5,911,000	120

契約有効期間の加重平均は、前連結会計年度は21.2年、当連結会計年度は20.4年です。

前連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は768円、当連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は632円です。

(3) オプションの公正価値

前連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2015年1月27日 (株式報酬型)	2015年7月1日 (株式報酬型)	2015年7月1日 (通常型)
測定日時点の公正価値	396円	518円	142円
株価	615円	745円	745円
行使価格	1円	1円	800円
予想ボラティリティ	36%	35%	30%
オプションの残存期間	15年	15年	6年
予想配当金額	18円/株	18円/株	18円/株
リスクフリー利率	0.64%	0.84%	0.17%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

当連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2016年2月22日 (株式報酬型)	2016年7月1日 (株式報酬型)	2016年7月1日 (通常型)
測定日時点の公正価値	331円	342円	82円
株価	545円	557円	557円
行使価格	1円	1円	652円
予想ボラティリティ	35%	35%	31%
オプションの残存期間	15年	15年	6年
予想配当金額	18円/株	18円/株	18円/株
リスクフリー利率	0.32%	0.11%	0.35%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

(4) IFRS第2号が適用されていない持分決済型株式報酬取引

(1)の記載のうち、IFRS第1号の免除規定によりIFRS第2号が適用されていないストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2007年7月2日 (株式報酬型)	266,000	(注)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注)	1
2008年7月1日 (株式報酬型)	265,000	(注)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (株式報酬型)	647,000	(注)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (通常型)	80,000	付与日(2009年7月1日)以降、権利 確定日(2011年6月30日)まで継続し て勤務していること	2011年7月1日から 2015年6月30日	776
2010年7月1日 (株式報酬型)	432,000	(注)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注)	1
2011年3月1日 (株式報酬型)	31,000	(注)	2011年3月2日から 2041年3月1日(注)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	430,000	(注)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注)	1

(注) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(5) 株式報酬取引に係る費用

株式報酬取引に係る費用は、前連結会計年度は289百万円、当連結会計年度は306百万円であります。
当該費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

17 資本

(1) 資本金及び資本剰余金

(単位：千株)

	全額払込済の発行済株式数 (無額面普通株式)	
	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日現在	1,186,705	1,186,705
増減	-	-
12月31日現在	1,186,705	1,186,705
授權株式数	2,000,000	2,000,000

資本剰余金は、資本取引から発生した金額のうち、資本金に含まれない金額により構成されております。

日本の会社法では、株式の発行に対しての払い込み又は給付の2分の1以上を資本金に、残りを資本剰余金に含まれる項目に組み入れることが規定されております。

(2) 利益剰余金

利益剰余金には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を売却した場合等に、その他の資本の構成要素で認識されていた累積利得又は損失を振り替えた金額が含まれております。

また、当社グループのIFRS移行日時点で、従前の基準で認識されていた為替換算調整勘定を振り替えた金額が含まれております。

(3) 自己株式

(単位：千株)

	自己株式	
	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日現在	30,863	30,665
単元未満株式の買増請求に基づく減少	5	4
単元未満株式の買取による増加	77	35
ストック・オプションの行使による減少	270	349
12月31日現在	30,665	30,347

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
確定給付負債(資産)の純額の再測定	35,003	45,106
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	91,408	95,891
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	2,563	225
在外営業活動体の換算差額	214,357	190,686
合計	268,198	241,696

(確定給付負債(資産)の純額の再測定)

確定給付負債(資産)の純額の再測定には、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響、制度資産に係る収益(実績額)と制度資産に係る利息収益(予定額)の差額等が含まれます。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

(キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動)

未発生のヘッジ取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります。

(在外営業活動体の換算差額)

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額からなります。

(5) 配当

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年3月27日 定時株主総会	普通株式	10,402	9.00	2014年12月31日	2015年3月30日
2015年7月31日 取締役会	普通株式	10,403	9.00	2015年6月30日	2015年9月8日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,404	9.00	2015年12月31日	2016年3月31日
2016年8月1日 取締役会	普通株式	10,406	9.00	2016年6月30日	2016年9月8日

また、配当の効力発生日が、翌年度となるものは、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,404	9.00	2015年12月31日	2016年3月31日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月30日 定時株主総会	普通株式	10,407	9.00	2016年12月31日	2017年3月31日

18 その他の包括利益

各年度のその他の包括利益の期中の変動額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)			当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債(資産)の純額の再測定	8,974	2,836	6,138	13,970	3,635	10,335
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	808	4,203	5,011	4,141	855	4,996
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	2,819	946	1,872	4,156	1,399	2,757
在外営業活動体の換算差額	53,308	-	53,308	23,261	1,455	24,716
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	45	14	31	140	11	128
合計	46,299	2,298	44,000	28,794	1,624	27,169

在外営業活動体の換算差額に含まれている組替調整額は、前連結会計年度は 546百万円(税効果前)、307百万円(税効果)であります。当連結会計年度は 260百万円(税効果前)であり、税効果は認識しておりません。

なお、非支配持分に帰属する金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)			当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債(資産)の純額の再測定	167	102	270	180	45	135
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	16	4	12	3	1	1
在外営業活動体の換算差額	2,972	-	2,972	1,045	-	1,045
合計	2,788	98	2,690	1,230	47	1,182

19 収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
商品・製品の売上	1,306,523	1,262,886
その他	19,770	19,684
合計	1,326,293	1,282,570

20 費用の性質別分類

費用の性質別分類と事業利益の関係は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	1,326,293	1,282,570
人件費	274,708	263,079
減価償却費及び償却費	137,381	121,803
その他	843,031	801,395
営業利益	71,172	96,292
固定資産売却益	6,133	1,251
退職後給付制度改定益	36,071	-
その他	3,804	2,827
その他収益	46,009	4,078
為替差損	3,460	196
固定資産除却損	5,220	4,878
減損損失	5,107	10,318
事業構造改善費用	13,058	11,315
その他	4,384	4,826
その他費用	31,231	31,534
事業利益	85,949	68,837

研究開発費の合計額は、前連結会計年度38,927百万円、当連結会計年度39,212百万円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において研究開発費は、連結財政状態計算書に資産として認識しておりません。

事業構造改善費用に含まれている減損損失は、前連結会計年度6,591百万円、当連結会計年度3,487百万円でありませす。

21 オペレーティング・リース

借手としてのリース

当社グループは、一部の賃貸用建物等をオペレーティング・リース契約によりリースしております。

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限（配当や追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

解約不能オペレーティング・リースのリース料の期日は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
1年以内	1,880	1,955
1年超5年以内	5,011	4,977
5年超	4,163	3,584
合計	11,055	10,517

前連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は2,133百万円、当連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は1,964百万円であります。

22 金融収益及び金融費用

金融収益

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
受取利息	1,702	1,922
受取配当金	4,219	4,117
その他	100	88
合計	6,021	6,127

金融費用

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
支払利息	6,477	6,400
その他	971	1,001
合計	7,449	7,401

「受取利息」及び「支払利息」は、主に償却原価で測定される金融資産及び金融負債から発生しております。

「受取配当金」は、主にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から発生しております。

23 法人所得税費用

(1) 法人所得税費用の構成

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期法人所得税費用	20,345	22,976
繰延法人所得税費用	17,889	8,775
合計	38,235	14,200

繰延法人所得税費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税費用の減少額は5,603百万円であります。

(2) その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、「注記18 その他の包括利益」にて記載しております。

(3) 実効税率の調整表

当社及び国内連結子会社の法人所得税費用は、主に法人税(国税)、住民税及び事業税(地方税)から構成されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
法人税	25.5%	23.9%
事業税	7.4	6.2
住民税	4.0	3.7
小計	36.9	33.8
事業税(支払時)の損金算入を反映した法定実効税率	35.4	32.8

なお、法人税及び住民税と異なり、事業税は支払い時に、法人税法上損金算入しております。

「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年法律第13号)が2016年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第86号)が2016年11月18日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から2017年1月1日に開始する事業年度及び2018年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、2019年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。

また、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されております。

当社の法定実効税率と連結純損益計算書における法人所得税費用の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当社の法定実効税率	35.4%	32.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	0.6
受取配当等の永久に益金に算入されない項目	1.0	0.7
在外子会社の税率差異	4.5	7.1
未認識の一時差異の変動額	9.0	7.7
その他	5.1	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.2	21.0

24 1株当たり当期純利益

(1) 基本的1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益(百万円)	42,906	47,438
普通株式の加重平均株式数(千株)	1,155,953	1,156,255
基本的1株当たり当期純利益(円)	37.12	41.03

(2) 希薄化後1株当たり当期純利益

希薄化後1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益(百万円)	42,906	47,438
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益への調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益(百万円)	42,906	47,438
普通株式の加重平均株式数(千株)	1,155,953	1,156,255
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響		
新株予約権方式によるストック・オプション(千株)	4,690	4,956
希薄化後の普通株式の加重平均株式数(千株)	1,160,644	1,161,212
希薄化後1株当たり当期純利益(円)	36.97	40.85

25 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、財務目標として、ROE（親会社所有者帰属持分当期純利益率）、D/Eレシオ（有利子負債・純資産比率）を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指しております。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、当社グループが、契約相手が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被るリスクであります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

金融資産の帳簿価額の合計額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

イ. 年齢分析

期末日における、期日は経過しているものの減損していない営業債権の年齢分析は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
期日経過後3ヶ月以内	12,458	12,968
期日経過後3ヶ月超1年以内	4,022	2,487
期日経過後1年超	1,732	3,833
合計	18,212	19,288

ロ. 貸倒引当金

当社グループは、期末日において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、期末日において個別に重要でない金融資産は過去の実績率等に基づく金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金勘定を使用しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権」及び「その他の金融資産」に含まれております。

各連結会計年度の営業債権及びその他の金融資産の貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日現在	9,650	7,647
期中増加額	435	559
目的使用による減少額	1,824	906
期中戻入額	195	192
その他	418	270
12月31日現在	7,647	6,836

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクであります。

借入金や社債などの金融負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2015年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	392,748	408,570	99,136	49,078	67,362	33,362	34,757	124,871
コマーシャル・ペーパー	1,929	1,943	1,943	-	-	-	-	-
社債	69,889	73,426	845	20,845	783	30,249	201	20,502
リース債務	4,166	5,149	1,047	736	605	489	456	1,812
有利子負債計	468,733	489,088	102,973	70,660	68,751	64,102	35,415	147,186
その他(注)	207,868	207,868	207,835	33	-	-	-	-
合計	676,602	696,957	310,808	70,693	68,751	64,102	35,415	147,186

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」、「その他の非流動負債」からなります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	954	954	954	-
金利デリバティブ	2,477	2,535	916	1,619
商品デリバティブ	6,285	6,330	3,860	2,470
合計	9,717	9,820	5,731	4,089

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2016年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	360,481	375,311	87,231	69,440	32,858	38,988	44,887	101,904
社債	69,918	72,581	20,845	783	30,249	201	201	20,301
リース債務	3,568	4,187	808	671	554	486	333	1,332
有利子負債計	433,968	452,079	108,885	70,894	63,662	39,676	45,421	123,538
その他(注)	229,564	229,564	229,538	26	-	-	-	-
合計	663,533	681,643	338,423	70,921	63,662	39,676	45,421	123,538

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」、「その他の非流動負債」からなります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	1,822	1,822	1,135	687
金利デリバティブ	1,856	1,934	830	1,103
商品デリバティブ	622	623	489	134
合計	4,301	4,379	2,455	1,924

満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に発生すること、又は著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

(4) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため、為替予約や通貨スワップ等を利用し、為替変動リスクをヘッジしております。

主要な為替レートは以下のとおりであります。

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
米ドル	121.05	120.61	108.84	116.49
ユーロ	134.31	131.77	120.33	122.70

イ. 為替変動リスクのエクスポージャー

為替変動リスクのエクスポージャーは以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、為替予約や通貨スワップ等により為替変動リスクを回避している金額を除いております。

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)		当連結会計年度末 (2016年12月31日)	
	千米ドル	千ユーロ	千米ドル	千ユーロ
外貨建金融商品	177,290	7,186	19,892	8,254

ロ. 為替変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する外貨建金融商品において、期末日における為替レートが、米ドル、ユーロに対してそれぞれ1%円高となった場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、為替変動リスクの各エクスポージャーに1%を乗じて算定し、各為替レートの変動が他の変数(他の為替レート、金利等)に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
	米ドル(1%円高)		213	
ユーロ(1%円高)		9		10

(5) 金利変動リスク

変動金利の有利子負債は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を用いております。

イ. 金利変動リスクのエクスポージャー

金利変動リスクのエクスポージャーは、以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、金利スワップ取引により変動リスクを回避している金額を除いております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)			当連結会計年度末 (2016年12月31日)		
	1年内	1年超	合計	1年内	1年超	合計
借入金	33,059	-	33,059	36,689	-	36,689
コマーシャル・ペーパー	1,929	-	1,929	-	-	-
短期有利子負債	34,989	-	34,989	36,689	-	36,689
借入金	42,190	142,579	184,769	13,461	126,968	140,430
長期有利子負債	42,190	142,579	184,769	13,461	126,968	140,430

ロ. 金利変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する変動性金利金融商品において、期末日における金利が、1%上昇した場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、金利変動リスクのエクスポージャーに1%を乗じて算定し、金利の変動が他の変数(為替レート等)に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
変動金利性金融商品	2,197	1,771

(6) 公正価値

イ. 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等、商品デリバティブは契約を締結している取引先から提示された価格等に基づいております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(社債)

市場価格に基づき、公正価値を算定しております。

(上記以外の金融商品)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

ロ. 金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)		当連結会計年度末 (2016年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する金融資産				
その他の流動資産及びその他の金融資産				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	2,439	2,439	1,256	1,256
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	3	3	806	806
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	219,814	219,814	221,936	221,936
償却原価で測定される金融資産				
現金及び現金同等物	104,831	104,831	147,325	147,325
営業債権	241,294	241,294	241,476	241,476
その他の債権	24,734	24,734	25,293	25,293
その他の金融資産	12,757	12,757	9,979	9,979
公正価値で測定する金融負債				
その他の流動負債及びその他の非流動負債				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	5,818	5,818	3,821	3,821
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	3,899	3,899	480	480
償却原価で測定される金融負債				
営業債務	126,956	126,956	137,590	137,590
有利子負債(短期及び長期)				
借入金	392,748	399,567	360,481	367,583
コマーシャル・ペーパー	1,929	1,929	-	-
社債	69,889	72,745	69,918	72,169
リース債務	4,166	4,166	3,568	3,568
その他の債務	80,879	80,879	91,947	91,947
その他の非流動負債	33	33	26	26

八. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定する金融商品の評価方法ごとに分析したものであります。公正価値の測定に利用するインプットをもとにそれぞれのレベルを以下のように分類しております。

インプットには、株価、為替レート並びに金利及び商品価格等に係る指数が含まれております。

- ・レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- ・レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2015年12月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	-	2,443	-	2,443
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	-	2,439	-	2,439
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	-	3	-	3
資本性金融商品	212,852	-	6,962	219,814
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	212,852	-	6,962	219,814
デリバティブ金融負債	-	9,717	-	9,717
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	-	5,818	-	5,818
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	-	3,899	-	3,899

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2016年12月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	-	2,063	-	2,063
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	-	1,256	-	1,256
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	-	806	-	806
資本性金融商品	212,140	-	9,796	221,936
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	212,140	-	9,796	221,936
デリバティブ金融負債	-	4,301	-	4,301
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	-	3,821	-	3,821
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	-	480	-	480

レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品はありません。

レベル3に分類される金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、市場価格が入手できない金融商品であります。当該金融商品に係る公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠し算定しております。公正価値を算定するに際しては、インプットを合理的に見積もり、資産の性質等から判断して第三者による鑑定評価等最も適切な評価方法を決定しております。

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1月1日残高	6,305	6,962
取得	228	2,618
売却	77	72
その他の包括利益	522	456
その他の変動	16	169
12月31日残高	6,962	9,796

二. 資本性金融商品

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
三菱地所(株)	57,318	52,867
三菱商事(株)	29,390	36,085
トヨタ自動車(株)	26,208	25,119
その他	106,897	107,864
合計	219,814	221,936

資本性金融商品は、公正価値(市場価格等)の状況と事業上の必要性の検討を踏まえ売却を行っており、期中で売却等した銘柄の公正価値及びその他の資本の構成要素として認識していた累積利得又は損失の合計額は以下のとおりであります。認識していた累積利得又は損失は、売却等によりその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
358	280	4,536	400

資本性金融商品から認識される、受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
当期中に認識の中止を行 った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産	当期中に認識の中止を行 った金融資産	期末日現在で 保有する金融資産
3	4,216	0	4,117

(7) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2013年11月改訂)を早期適用し、以下の各項目はIFRS第7号「金融商品：開示」(2013年11月改訂)の開示要求に従っております。

当社グループは、予定取引に関するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために商品先物取引及び為替予約を、また、変動金利の借入に関連するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために金利スワップ等を利用しております。これらのデリバティブは実需に見合う取引に限定し、投機及びトレーディング目的では保有しておりません。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたり、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、正式に指定し、文書化を行っております。また、ヘッジ開始時において、ヘッジの効果が有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も継続的にそのデリバティブがヘッジ対象の将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて評価を行っております。

当社グループは、原燃材料価格に係るキャッシュ・フローの変動をヘッジすることを目的として、ガス、オイル等の原燃材料スワップを締結し商品価格変動リスクをヘッジしております。当社グループの利用する原燃材料については、それらの市況価格に相関するものであり、市況価格を反映したヘッジ手段との経済的関係があると判断しております。商品価格リスクは、原燃材料価格の変動のほか為替等の変動も当社グループの連結財務諸表に影響を及ぼします。そのため、当社グループでは、原燃材料価格のみをリスク要素として指定し、ヘッジ会計を適用しております。なお、指定されたリスク要素は商品価格リスクの大部分を占めております。また、当社グループは、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量に基づいて適切なヘッジ比率を設定しており、原則として1対1の関係となるよう設定しております。

なお、ヘッジの非有効部分については、主にヘッジ対象の原燃材料価格の変動に対してヘッジ手段の公正価値の変動では、カバーできない部分があることによって発生しております。

原燃材料価格に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの詳細は以下のとおりであります。

イ. 連結財政状態計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書におけるヘッジ手段の帳簿価額及びヘッジ非有効部分の算定の基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク	スワップ契約	その他の流動資産	3	4,499
		その他の流動負債	3,660	
		その他の非流動負債	239	

上記の契約は、主として当連結会計年度末から1年以内に限月を迎える予定であります。

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	ヘッジ手段の帳簿価額		ヘッジ手段 公正価値変動額
商品価格リスク	スワップ契約	その他の流動資産	232	1,571
		その他の非流動資産	573	
		その他の流動負債	348	
		その他の非流動負債	132	

上記の契約は、当連結会計年度末から2年以内に限月を迎える予定であり、その大部分は1年以内に限月を迎える予定であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるヘッジ手段の想定元本は以下のとおりであります。
(前連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	17,128

(当連結会計年度末)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ手段	想定元本
商品価格リスク	スワップ契約	13,064

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるヘッジ非有効金額の算定の基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動額及びキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	4,392	3,765

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	ヘッジ対象 価値変動額	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金
商品価格リスク	1,434	391

ロ． 連結純損益計算書及び連結包括利益計算書におけるヘッジ会計の影響

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結純損益計算書及び連結包括利益計算書における損益は以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識 されたヘッジ損益	純損益に認識した ヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金から純損益 に振り替えた金額
商品価格リスク	4,369	129	603

連結純損益計算書に含まれる損益は、「売上原価」に計上しております。なお、前連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

(当連結会計年度)

(単位：百万円)

リスク種類	その他の包括利益に認識 されたヘッジ損益	純損益に認識した ヘッジ非有効部分	キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金から純損益 に振り替えた金額
商品価格リスク	1,505	65	1,896

連結純損益計算書に含まれる損益は、「売上原価」に計上しております。なお、当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

26 コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、前連結会計年度末33,606百万円、当連結会計年度末29,656百万円であります。

27 担保

担保に供している資産及び担保を付している債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
棚卸資産	2,132	2,476
有形固定資産	4,049	3,678
その他	270	431
合計	6,452	6,586

上記のほか、連結上消去されている子会社株式について、前連結会計年度末18,518百万円、当連結会計年度末17,243百万円を担保に供しております。

担保を付している債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
短期借入金	1,183	50
長期借入金	10,758	6,011
合計	11,942	6,061

上記以外に、所有権に対する制限及び負債の担保として抵当権が設定されたものはありません。

28 偶発事象

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して以下のとおり保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2015年12月31日)	当連結会計年度末 (2016年12月31日)
ひびき灘開発(株)	100 (100)	81 (81)
その他	86 (4)	118 (1)
合計	187 (105)	200 (83)

29 関連当事者

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

(取締役への報酬の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
月例報酬及び賞与	361	377
株式報酬型ストック・オプション	78	73
合計	439	450

30 関係会社

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社は該当ありません。持分法適用会社については、「注記10 持分法適用会社」にて記載しております。

31 重要な後発事象

(CMCバイオロジックス社の株式取得)

当社は、2016年11月29日開催の臨時取締役会において、大手バイオ医薬品原薬の開発製造受託企業(C D M O (* 1))であるCMCバイオロジックス社を子会社化することを目的とし、同社の全発行済株式を取得することにつき決議し、2016年12月15日に株式譲渡契約を締結いたしました。なお、当社グループは2017年2月1日付で同社を子会社化しております。

取引の概要

被取得企業の名称 CMC Biologics
所在地 デンマーク(コペンハーゲン)、米国(シアトル及びパークレー)
事業の内容 大手バイオ医薬品原薬の開発製造受託
企業結合を行う主な理由

当社グループは、2000年初めよりバイオ医薬品製造受託事業を開始し、主に日本で微生物を用いたC M O (* 2)事業を行ってきました。今般のCMCバイオロジックス社の買収は、動物細胞を用いたバイオ医薬品製造技術の獲得と、その主要市場である欧米の顧客基盤獲得を目的とした当社のバイオ事業戦略の一環であります。本買収を通じ、高い技術力と信頼される品質に裏付けられた世界トップレベルのグローバルC D M Oとして、製薬会社、患者様、そして社会に貢献していくことを目的としております。

企業結合日 2017年2月1日

企業結合の法的形式 株式の取得

取得価額 約600億円

条件付取得対価契約が含まれており、取得価額に一定の調整が行われる可能性があります。

発生するのれんの金額及び発生原因、企業結合日に受け入れる資産及び負債の額

現時点では確定していません。

(* 1) C D M O : 製造受託に加え、製造方法の開発を受託・代行する会社(Contract Development & Manufacturing Organization)

(* 2) C M O : 医薬品製造受託会社(Contract Manufacturing Organization)

(ビニタイ社の株式取得)

当社は、2016年12月14日開催の取締役会において、ソルベイ社のタイ子会社であるビニタイ社の株式を取得し子会社化することにつき決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。なお、当社グループは2017年2月22日付で同社を子会社化しております。

取引の概要

被取得企業の名称	Vinythai Public Company Limited
事業の内容	化学品製造・販売事業
企業結合を行う主な理由	
取得後の議決権保有割合	58.77%

当社グループは、東南アジアにおける化学品クロールアルカリ事業の拡大を目指しております。東南アジアの苛性ソーダ及び塩化ビニル樹脂(PVC)の市場は、年率5%程度の成長が見込まれております。このたびのビニタイ社買収により、インドネシア、ベトナムに続きタイにも新たなPVC生産拠点を確保することになります。

企業結合の法的形式	株式の取得
取得価額	10,448百万円
取得後の議決権保有割合	58.77%

ビニタイ社はタイ証券取引所上場会社であり、タイの証券法等に基づき、残る発行済株式について2017年3月3日より公開買付を開始しております。なお、本公開買付期間の終了は2017年4月7日を予定しております。

(自己株式の取得)

当社は、2017年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、実施いたしました。

自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものであります。

取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得しうる株式の総数	15,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.3%)
株式の取得価額の総額	100億円(上限)
取得期間	2017年2月8日～2017年3月24日
取得方法	市場買付

自己株式の取得結果

上記に基づき、2017年3月23日までに当社普通株式10,817,000株(取得価格9,999百万円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、すべて消却する予定であります。

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は2016年10月31日開催の取締役会において、2017年3月30日開催の第92期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更を行うことを決議いたしました。株式併合に係る議案は、同株主総会において、承認可決されました。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 株式併合および単元株式数の変更を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。また、単元株式数変更にあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

イ. 併合する株式の種類

当社普通株式

ロ. 併合の方法・割合

2017年7月1日をもって、同年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

ハ. 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2016年12月31日現在)	1,186,705,905株
株式併合により減少する株式数	949,364,724株
株式併合後の発行済株式総数	237,341,181株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、当該端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、効力発生日(2017年7月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	2,000,000,000株
変更後の発行可能株式総数	400,000,000株

(5) 単元株式数の変更の内容

2017年7月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(6) 効力発生日

株式併合の効力発生日	2017年7月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	2017年7月1日
単元株式数変更の効力発生日	2017年7月1日

(7) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	4,732.41	4,736.59
基本的1株当たり当期利益(円)	185.59	205.14
希薄化後1株当たり当期利益(円)	184.84	204.26

(源泉税の還付)

当社シンガポール子会社は2014年から2016年における、台湾子会社からの受取配当金に関して台湾で納付した源泉税の一部について台星租税協定の適用による解釈申請を台湾財政部に提出し源泉税の還付申請を行ってまいりました。これに関して2017年3月10日付で源泉税還付通知書を受領しております。

なお、還付税額は約59億円であり、2017年12月31日に終了する連結会計年度に計上される法人所得税費用が減少いたします。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	307,997	624,949	939,902	1,282,570
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	12,896	36,782	47,208	67,563
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	8,839	27,030	32,911	47,438
基本的 1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	7.65	23.38	28.46	41.03

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期純利益 (円)	7.65	15.73	5.09	12.56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,811	72,343
受取手形	5,065	4,869
売掛金	106,040	111,058
商品及び製品	28,954	23,247
仕掛品	23,035	25,727
原材料及び貯蔵品	20,008	20,714
前払費用	1,896	2,002
繰延税金資産	4,307	5,261
短期貸付金	119,977	121,829
未収入金	21,290	17,932
その他	3,446	4,637
貸倒引当金	66	-
流動資産合計	375,767	409,624
固定資産		
有形固定資産		
建物	66,506	61,701
構築物	18,144	17,843
機械及び装置	109,992	104,649
車両運搬具	112	94
工具、器具及び備品	5,887	5,935
土地	27,625	27,541
リース資産	3,734	1,574
建設仮勘定	12,186	12,654
有形固定資産合計	2,244,190	2,231,996
無形固定資産		
ソフトウェア	7,621	7,966
その他	460	318
無形固定資産合計	8,082	8,284
投資その他の資産		
投資有価証券	213,595	213,558
関係会社株式	251,960	249,957
関係会社出資金	92,114	97,422
長期貸付金	55,368	55,551
固定化債権	5,222	4,047
長期前払費用	1,042	2,014
その他	2,951	2,944
貸倒引当金	4,044	2,953
投資その他の資産合計	618,211	622,542
固定資産合計	870,484	862,823
資産合計	1,246,251	1,272,447

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,769	89,256
短期借入金	146,954	185,351
1年内償還予定の社債	-	20,000
未払金	15,803	21,827
未払費用	3,706	3,857
未払法人税等	-	3,483
前受金	89	98
預り金	33,836	37,199
賞与引当金	4,058	4,278
役員賞与引当金	54	70
定期修繕引当金	1,881	1,801
事業構造改善引当金	137	387
その他	4,579	961
流動負債合計	298,869	368,574
固定負債		
社債	70,000	50,000
長期借入金	190,000	173,000
繰延税金負債	22,248	18,440
退職給付引当金	21,785	16,082
債務保証損失引当金	2,290	45
事業構造改善引当金	552	552
その他	7,479	5,958
固定負債合計	314,356	264,077
負債合計	613,225	632,652
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,581	1,345
固定資産圧縮積立金	11,152	10,741
別途積立金	307,000	323,000
繰越利益剰余金	47,332	35,196
利益剰余金合計	389,685	392,901
自己株式	29,576	29,259
株主資本合計	542,147	545,679
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,570	91,695
評価・換算差額等合計	88,570	91,695
新株予約権	2,308	2,420
純資産合計	633,026	639,795
負債純資産合計	1,246,251	1,272,447

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	495,835	483,078
売上原価	377,446	350,489
売上総利益	118,389	132,588
販売費及び一般管理費	² 102,213	² 101,803
営業利益	16,175	30,784
営業外収益		
受取利息	1,415	1,872
受取配当金	28,689	21,119
その他	1,515	1,577
営業外収益合計	31,620	24,568
営業外費用		
支払利息	3,612	3,632
その他	933	2,433
営業外費用合計	4,545	6,065
経常利益	43,250	49,288
特別利益		
固定資産売却益	1,366	683
投資有価証券売却益	276	281
関係会社株式売却益	2,752	-
貸倒引当金戻入額	-	1,206
債務保証損失引当金戻入額	-	2,245
退職後給付制度改定益	³ 9,190	-
特別利益合計	13,585	4,416
特別損失		
固定資産除却損	2,930	3,956
減損損失	1,373	1,967
投資有価証券評価損	2	-
関係会社株式評価損	1,410	17,087
関係会社株式売却損	-	87
債務保証損失引当金繰入額	950	-
貸倒引当金繰入額	1,308	84
事業構造改善費用	674	3,596
環境対策費	1,783	679
特別損失合計	10,432	27,457
税引前当期純利益	46,403	26,246
法人税、住民税及び事業税	2,701	5,327
法人税等調整額	7,167	3,234
法人税等合計	9,868	2,093
当期純利益	36,534	24,153

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	0	22,618	852	11,490	275,000	64,080
当期変動額								
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	845	-	-	845
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	116	-	-	116
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	337	-	337
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	32,000	32,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	20,806
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	36,534
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	-	-	-	-	84
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	0	-	729	337	32,000	16,747
当期末残高	90,873	91,164	-	22,618	1,581	11,152	307,000	47,332

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	29,784	526,295	84,262	2,175	612,733
当期変動額					
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	20,806	-	-	20,806
当期純利益	-	36,534	-	-	36,534
自己株式の取得	57	57	-	-	57
自己株式の処分	265	180	-	-	180
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	4,308	132	4,441
当期変動額合計	208	15,851	4,308	132	20,292
当期末残高	29,576	542,147	88,570	2,308	633,026

当事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	-	22,618	1,581	11,152	307,000	47,332
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	236	-	-	236
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	411	-	411
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	16,000	16,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	20,811
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	24,153
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	236	411	16,000	12,135
当期末残高	90,873	91,164	-	22,618	1,345	10,741	323,000	35,196

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	29,576	542,147	88,570	2,308	633,026
当期変動額					
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	20,811	-	-	20,811
当期純利益	-	24,153	-	-	24,153
自己株式の取得	24	24	-	-	24
自己株式の処分	341	214	-	-	214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	3,124	112	3,236
当期変動額合計	316	3,532	3,124	112	6,769
当期末残高	29,259	545,679	91,695	2,420	639,795

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検の見積り費用と次回定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 財務諸表等に係る事項の金額

記載金額は百万円未満切り捨てにより表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権・債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
短期金銭債権	166,299百万円	165,136百万円
長期金銭債権	60,175	59,161
短期金銭債務	84,132	86,273

2 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前事業年度(2015年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は1,144百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置1,144百万円であります。

当事業年度(2016年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は280百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置233百万円、構築物39百万円、建物8百万円であります。

3 保証債務

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
債務保証残高	108,853百万円	86,799百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
関係会社に対する売上高	167,905百万円	155,951百万円
関係会社からの仕入高	221,995	200,550
関係会社との営業取引以外の取引高	27,376	19,889

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度76%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
運搬費及び保管費	24,088百万円	24,014百万円
給料及び手当	17,584	17,943
賞与引当金繰入額	1,899	2,020
退職給付費用	2,289	315
減価償却費	3,624	3,801
研究開発費	30,065	30,135

3 退職後給付制度改定益

2015年4月21日付で確定給付企業年金制度を改定するとともに、確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行したことに伴い、「退職後給付制度改定益」として9,190百万円を特別利益に計上しております。

(有価証券関係)
 子会社株式及び関連会社株式
 前事業年度(2015年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	19,223	6,501
関連会社株式	3,197	22,386	19,188
合計	15,919	41,609	25,690

当事業年度(2016年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	17,745	5,023
関連会社株式	3,197	22,731	19,533
合計	15,919	40,476	24,556

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
 (単位:百万円)

区分	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
子会社株式	232,586	230,687
関連会社株式	3,454	3,351

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券及び関係会社株式評価損	57,926百万円	59,937百万円
退職給付引当金	21,302	18,063
減価償却費損金算入限度超過額	4,682	4,501
減損損失	3,815	3,142
短期貸付金	2,818	2,698
その他	10,048	10,547
繰延税金資産小計	100,594	98,891
評価性引当額	63,216	59,419
繰延税金資産合計	37,378	39,471
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	41,007	39,479
退職給付信託設定益	8,296	7,882
固定資産圧縮積立金	5,264	4,699
その他	750	589
繰延税金負債合計	55,318	52,650
繰延税金資産(負債)の純額	17,940	13,179

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	20.2	21.9
試験研究費特別控除	4.2	6.7
評価性引当額	3.4	2.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.0	4.9
その他	1.9	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.3	8.0

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年法律第13号)が2016年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第86号)が2016年11月18日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から2017年1月1日に開始する事業年度及び2018年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、2019年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。なお、この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産を控除した金額)が806百万円減少し、法人税等調整額が1,292百万円、その他有価証券評価差額金が2,098百万円、それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

1 CMCバイオロジックス社の株式取得

当社は、2016年11月29日開催の臨時取締役会において、大手バイオ医薬品原薬の開発製造受託企業(CDMO(*))であるCMCバイオロジックス社を子会社することを目的とし、同社の全発行済株式を取得することにつき決議し、2016年12月15日に株式譲渡契約を締結いたしました。なお、当社グループは2017年2月1日付で同社を子会社化しております。

取引の概要については、連結財務諸表注記「31 重要な後発事象」を参照下さい。

(*) C D M O : 製造受託に加え、製造方法の開発を受託・代行する会社 (Contract Development & Manufacturing Organization)

2 ビニタイ社の株式取得

当社は、2016年12月14日開催の取締役会において、ソルベイ社のタイ子会社であるビニタイ社の株式を取得し子会社化することにつき決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。なお、当社グループは2017年2月22日付で同社を子会社化しております。

取引の概要については、連結財務諸表注記「31 重要な後発事象」を参照下さい。

3 自己株式の取得

当社は、2017年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、実施いたしました。

自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものであります。

取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得しうる株式の総数	15,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.3%)
株式の取得価額の総額	100億円(上限)
取得期間	2017年2月8日～2017年3月24日
取得方法	市場買付

自己株式の取得結果

上記に基づき、2017年3月23日までに当社普通株式10,817,000株(取得価額9,999百万円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、すべて消却する予定であります。

4 株式併合及び単元株式数の変更

当社は2016年10月31日開催の取締役会において、2017年3月30日開催の第92期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更を行うことを決議いたしました。株式併合に係る議案は、同株主総会において、承認可決されました。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 株式併合および単元株式数の変更を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。また、単元株式数変更にあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類
当社普通株式

併合の方法・割合

2017年7月1日をもって、同年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2016年12月31日現在)	1,186,705,905株
株式併合により減少する株式数	949,364,724株
株式併合後の発行済株式総数	237,341,181株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、効力発生日(2017年7月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	2,000,000,000株
変更後の発行可能株式総数	400,000,000株

(5) 単元株式数の変更の内容

2017年7月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(6) 効力発生日

株式併合の効力発生日	2017年7月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	2017年7月1日
単元株式数変更の効力発生日	2017年7月1日

(7) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	2,727.92	2,755.96
1株当たり当期純利益(円)	158.03	104.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	157.39	104.00

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	66,506	1,652	2,680 (536)	3,777	61,701	104,304
	構築物	18,144	1,663	117	1,847	17,843	54,055
	機械及び装置	109,992	18,264	1,858 (830)	21,748	104,649	431,692
	車両運搬具	112	23	2	38	94	771
	工具、器具及び備品	5,887	3,068	142 (2)	2,878	5,935	49,484
	土地	27,625	-	84	-	27,541	-
	リース資産	3,734	179	1,637 (1,634)	702	1,574	5,196
	建設仮勘定	12,186	39,650	39,182 (133)	-	12,654	-
	計	244,190	64,503	45,705 (3,138)	30,993	231,996	645,503
無形固定資産	ソフトウェア	7,621	3,351	118 (10)	2,888	7,966	-
	その他	460	12	3	150	318	-
	計	8,082	3,363	122 (10)	3,039	8,284	-

注 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失および事業構造改善費用に計上しております。

2 「機械及び装置」の「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

京浜工場 電子用ガラス製造設備 2,427百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,111	122	1,280	2,953
賞与引当金	4,058	4,278	4,058	4,278
役員賞与引当金	54	70	54	70
定期修繕引当金	1,881	1,801	1,881	1,801
事業構造改善引当金	689	332	82	939
債務保証損失引当金	2,290	-	2,245	45

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- 注 1 2016年10月31日開催の取締役会において、2017年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。また、2017年3月30日開催の第92回定時株主総会において、2017年7月1日をもって、5株を1株にする株式併合を実施する旨を決議しております。
- 2 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第91期)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日	2016年3月30日 関東財務局長に提出
(2) 四半期報告書 及び確認書	(第92 期 四半期)	自 2016年1月1日 至 2016年3月31日	2016年5月11日 関東財務局長に提出
	(第92 期 四半期)	自 2016年4月1日 至 2016年6月30日	2016年8月3日 関東財務局長に提出
	(第92 期 四半期)	自 2016年7月1日 至 2016年9月30日	2016年11月2日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくものでありま す。		2016年3月31日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づくものでありま す。		2016年6月7日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号の規定に基づくものであります。		2016年12月14日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号の規定に基づくものであります。		2016年12月15日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書の 訂正報告書	2016年6月7日提出の臨時報告書に係わる 訂正報告書であります。		2016年7月1日 関東財務局長に提出
	2016年12月15日提出の臨時報告書に係わる 訂正報告書であります。		2017年1月20日 関東財務局長に提出
(5) 自己株券買付状況 報告書			2017年3月13日 関東財務局長に提出
(6) 訂正発行登録書			2016年3月30日 関東財務局長に提出
			2016年3月31日 関東財務局長に提出
			2016年5月11日 関東財務局長に提出
			2016年6月7日 関東財務局長に提出

2016年7月1日
関東財務局長に提出

2016年8月3日
関東財務局長に提出

2016年11月2日
関東財務局長に提出

2016年12月14日
関東財務局長に提出

2016年12月15日
関東財務局長に提出

2017年1月20日
関東財務局長に提出

(7)内部統制報告書
及びその添付書類

2016年3月30日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月30日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 俊哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋 歩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮 光健

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、旭硝子株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、旭硝子株式会社が2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月30日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 俊哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋 歩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮 光健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。